

笠 間 市
第 2 期 障 害 者 計 画
(平成 24~29 年度)
第 3 期 障 害 福 祉 計 画
(平成 24~26 年度)

【素案】

平成 2 4 年 3 月
笠間市

目 次

笠間市障害者計画.....	1
第1章 計画の策定に向けて.....	3
1. 計画策定の背景.....	5
2. 計画策定の目的.....	6
3. 計画の位置づけ.....	6
(1) 関連計画との関係	6
(2) 計画策定の留意点	7
4. 計画の期間.....	7
5. 計画の策定体制.....	8
第2章 笠間市の現況と将来推計.....	9
1. 障がい者数の推移.....	11
2. 身体障害者手帳保持者数の推計	12
3. 療育手帳保持者数の推計	13
4. 精神障害者保健福祉手帳保持者数の推計	13
5. アンケート調査結果の概要.....	14
(1) 調査の概要	14
(2) 対象者の属性	15
(3) 生活の状況と今後の希望.....	17
(4) 日中の過ごし方	20
(5) 本市の施策について	24
(6) まとめと課題	26
第3章 計画の円滑な推進のために	29
1. 推進体制の整備.....	31
(1) 市内推進体制の整備.....	31
(2) 障害者地域自立支援協議会の円滑な運営.....	31
2. 地域ネットワークの強化	32
3. サービスの質の確保.....	32
4. 計画の達成状況の点検・評価.....	32
第4章 第2期障害者計画	33
1. 計画の基本的な考え方.....	35
(1) 基本理念.....	35
(2) 基本的な視点	35
(3) 基本目標.....	36
(4) 施策の体系	38

2. 施策の展開.....	39
基本目標 1 理解と参加による福祉の推進.....	39
基本目標 2 継続的な保健・医療サービスの提供.....	42
基本目標 3 地域での自立生活支援の充実.....	44
基本目標 4 雇用と就労支援の充実.....	55
基本目標 5 とともに学びともに育つ地域づくり.....	57
基本目標 6 安心と安全のまちづくり.....	60

笠間市障害福祉計画.....63

第1章 第3期障害福祉計画.....65

1. 計画の基本方針.....	67
2. 地域生活移行と就労支援の数値目標.....	68
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	68
(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行.....	69
(3) 福祉施設から一般就労への移行.....	70
3. サービス量の見込みと提供体制の確保.....	71
(1) 障害福祉計画のサービスメニュー.....	71
(2) 訪問系サービス.....	72
(3) 日中活動系サービス.....	74
(4) 居住系サービス.....	83
(5) 相談支援.....	86
(6) 地域生活支援事業.....	88
(7) 事業量見込み一覧.....	95

資料編.....97

1. 用語解説.....	99
2. 笠間市障害福祉計画策定委員会設置要綱.....	112
3. 笠間市障害福祉計画策定委員会委員名簿.....	114
4. 笠間市障害福祉計画策定委員会の経過.....	115

笠間市障害者計画

第1章 計画の策定に向けて

第1章 計画の策定に向けて

1. 計画策定の背景

我が国では、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、障がいのある人の完全参加と平等の実現を目指した「障害者対策に関する長期計画」が策定されました。

平成 5 年の「障害者基本法」公布において、国の障害者施策に関する計画（障害者基本計画）の策定が義務づけられ、事業実施のための障がい者に関する新長期計画及び重点施策実施計画が策定されました。

平成 14 年、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指した「新障害者基本計画」が策定され、平成 15 年には、県や市町村が福祉サービスの内容などを決定する「措置制度」から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する「支援費制度」へと大きく転換しました。

その結果、サービスの利用者数は大きく増加したものの、サービス提供体制における市町村格差が生じていること、精神障がいのある人が対象とされていないこと、利用者増に伴う財政問題が深刻化していること、地域生活への移行や就労支援などのマネジメントが不十分なことなどの問題が表面化してきました。

このような課題解決のため、平成 16 年には「障害者基本法」の一部改正によって障がい者差別の禁止が理念として明示され、また平成 17 年には「障害者自立支援法」が制定され、翌年から施行されています。

障害者自立支援法では、精神障がいを含めた障がいのあるすべての人に対して、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等を、共通の制度の下で一元的にサービスを提供できるよう、利用者本位のサービス体系への再編、障がい者施策の一元化、就労支援の抜本的強化など、事業の整備と再編が行われています。

また、利用者の増加に対応しうる持続可能な福祉サービスのシステムの構築を目指して、サービスを利用した人がその利用量に応じて一定の負担を担い、国と地方自治体も費用負担を行うことを明確にしています。

さらに、平成 18 年に国連において採択された「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結に向けた国内法の整備と併せた、障がい者に係る制度の集中的な改革を行う一環として、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」の一部が改正されました。これにより、全ての国民が障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念が明示され、障がい者の定義の見直しや、基本施策として“療育”や“消費者保護”、“司法手続きにおける配慮”などが新設されました。

そこで笠間市では、このような考え方に基づいた福祉サービスを充実させ、「支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり」を進めるため、障害者基本法に基づく『笠間市障害者計画』を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図っていきます

さらに、障がいのあるすべての人の地域における自立した生活を支えるため、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、『笠間市障害福祉計画』も策定し、障がい者施策の充実を図っていきます。

2. 計画策定の目的

平成 23 年度をもって「笠間市障害者計画」の計画期間が終了することから、施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施し、これまでの流れを踏まえつつ、平成 24 年度からの「笠間市第 2 期障害者計画」を策定します。

また、本計画の下位計画にあたる「笠間市第 2 期障害福祉計画」についても平成 23 年度をもって計画期間が終了するため、これまでの流れを踏まえてサービス提供体制の確保などを目指した「笠間市第 3 期障害福祉計画」(平成 24～26 年度)を策定します。

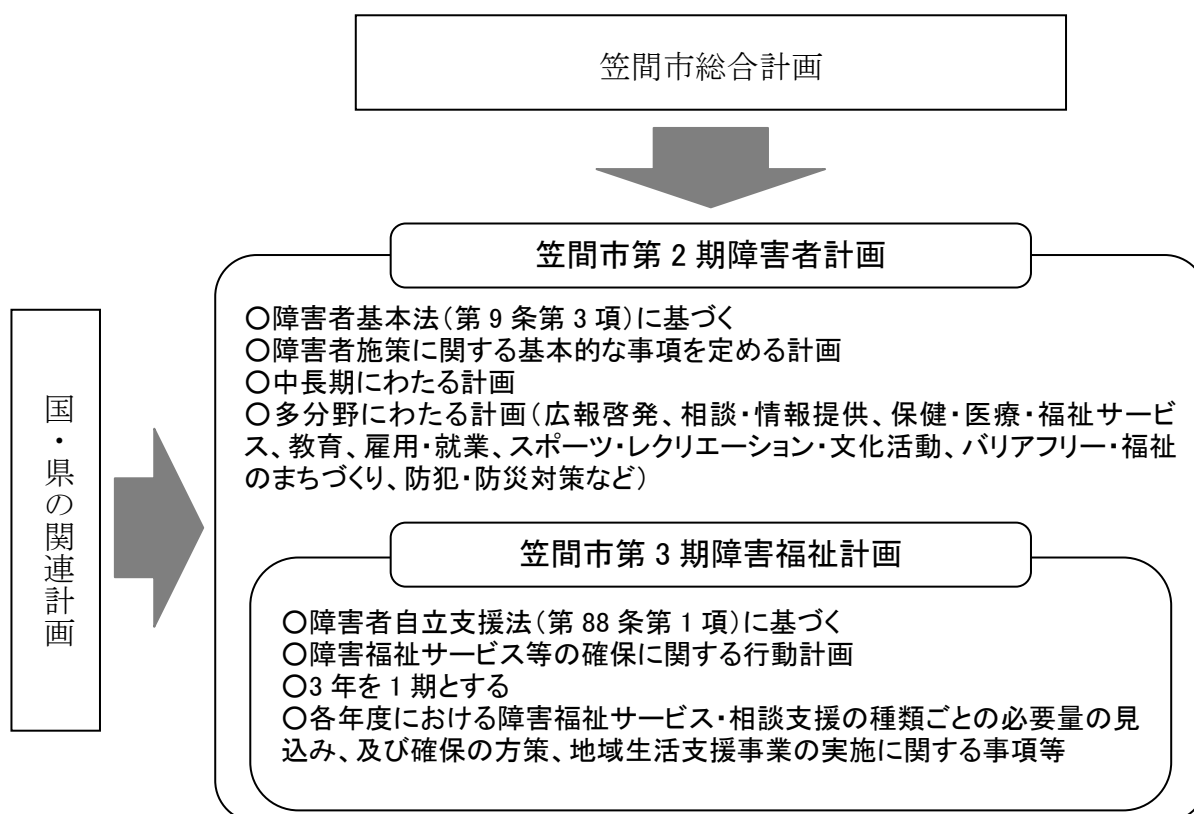
3. 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第 9 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。

また、障害福祉サービス・相談支援をはじめとする地域生活支援事業の種類と量の確保に関する計画である障害者自立支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」を包含するものとします。

さらに、国の「障害者基本計画」「重点施策実施 5 か年計画」及び県の「いばらき障害者いきいきプラン」(並びにそれを見直した「新茨城県障害者計画(仮称)」)を踏まえるとともに、「笠間市総合計画」及び他の関連計画との整合性を持って策定します。

(1) 関連計画との関係



(2) 計画策定の留意点

計画の策定にあたっては、法改正の動向等を踏まえ、以下の点に留意するものとします。

- ・障害者自立支援法の一部改正に伴い、相談支援の見直しや同行援護の創設、障がい児支援の見直しなど、サービスの枠組みが改正されることとなり、本計画においてもその内容を反映する必要があります。

- ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(いわゆる「障害者虐待防止法」)により、平成 24 年 10 月より市町村において設置することとされている「市町村障害者虐待防止センター」と、本計画における相談支援体制との関係や位置づけを整理する必要があります。

- ・障害者自立支援法の廃止に合わせ、現在、国において検討が進められている「障害者総合福祉法(仮称)」は、平成 24 年度の成立、平成 25 年 8 月までの実施を目指しており、この法が成立した場合には、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性があります。

4. 計画の期間

「笠間市第 2 期障害者計画」は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間を計画期間とします。また、社会・経済情勢の変化や関連法令等の整備などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

「笠間市第 3 期障害福祉計画」は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間を 1 期とし、平成 26 年度に見直しを行います。

■計画の期間

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
笠間市障害者計画 (平成 19～23 年)	笠間市第 2 期障害者計画(平成 24～29 年度)					
笠間市第 2 期 障害福祉計画 (平成 21～23 年)	笠間市第 3 期障害福祉計画 (平成 24～26 年度)			笠間市第 4 期障害福祉計画(予定) (平成 27～29 年度)		

5. 計画の策定体制

この計画は、サービスを利用する当事者である障がい者に対するアンケート調査、関係機関へのヒアリング、パブリックコメントなどを実施しました。

また、障がい者団体関係者、民生委員・児童委員、医療関係者、社会福祉施設関係者、ボランティア団体関係者、学識経験を有する者などで構成される「笠間市障害福祉計画策定委員会」による審議を経て策定されています。

第2章 笠間市の現況と将来推計

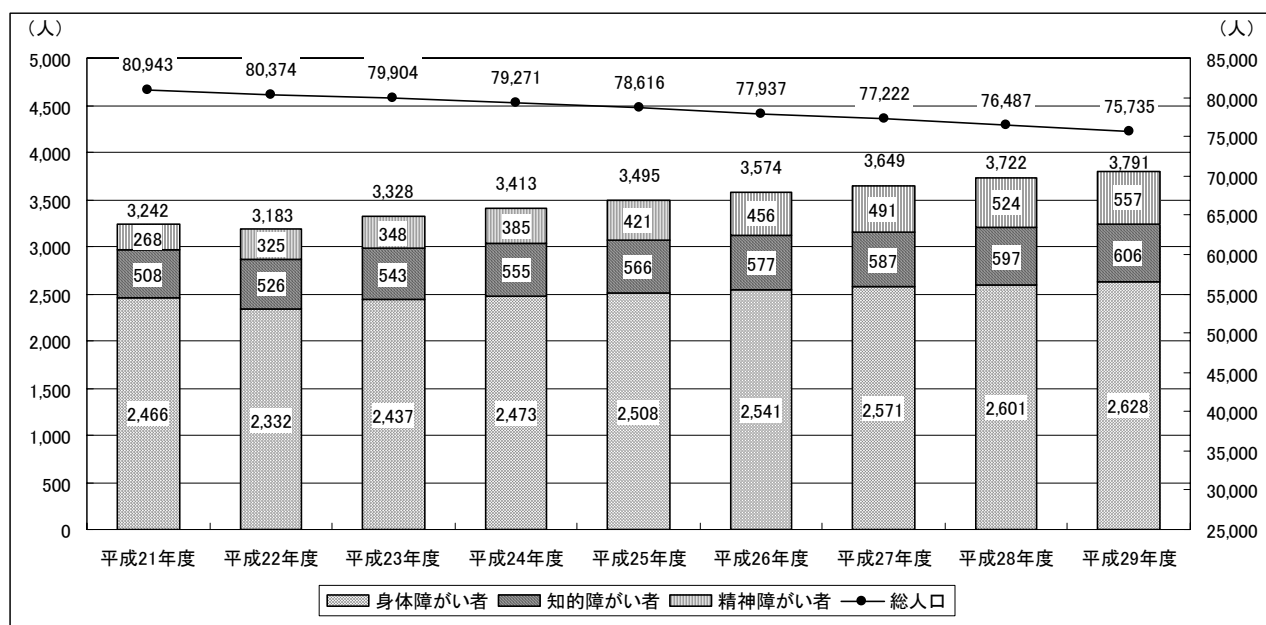
第2章 笠間市の現況と将来推計

1. 障がい者数の推移

本市の人口は年々微減傾向にあり、平成29年度には75,735人と推計しています。一方、障がい者数は年々微増していく傾向がみられ、平成29年度には3,791人と推計しました。

(人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
総人口	80,943	80,374	79,904	79,271	78,616	77,937	77,222	76,487	75,735
障がい者計	3,242	3,183	3,328	3,413	3,495	3,574	3,649	3,722	3,791
身体障がい者	2,466	2,332	2,437	2,473	2,508	2,541	2,571	2,601	2,628
知的障がい者	508	526	543	555	566	577	587	597	606
精神障がい者	268	325	348	385	421	456	491	524	557



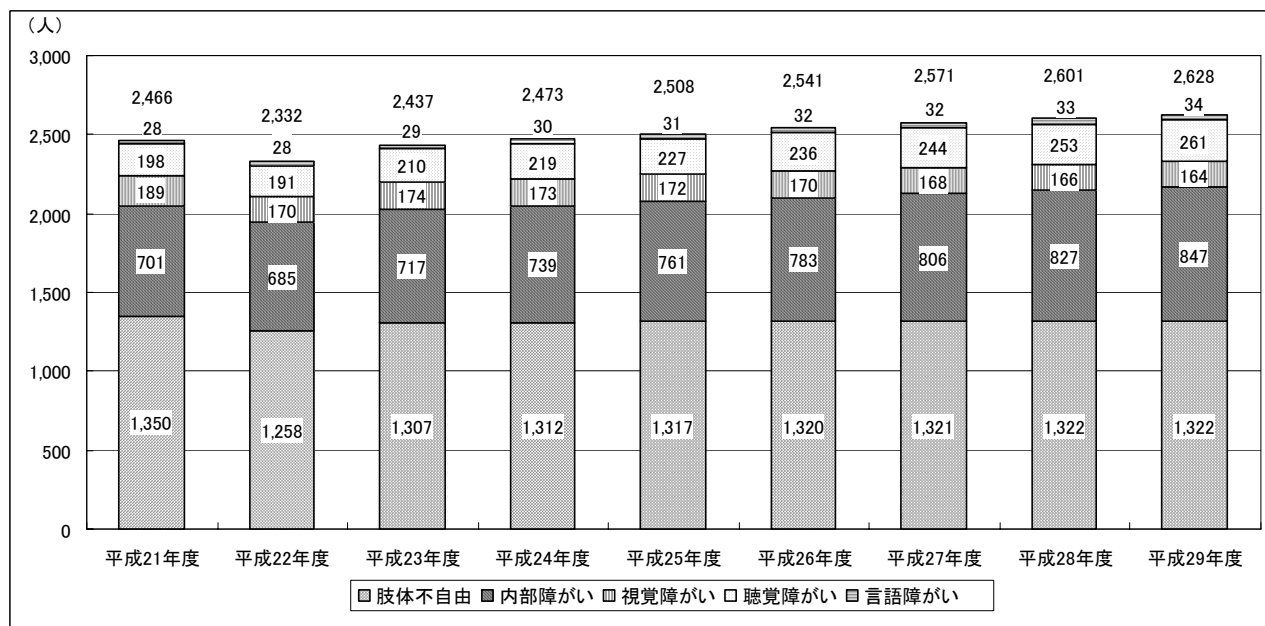
注) 総人口は「住民基本台帳人口及び外国人登録人口(各年4月1日現在)」

平成24年度以降はコーホート変化率法により推計

2. 身体障害者手帳保持者数の推計

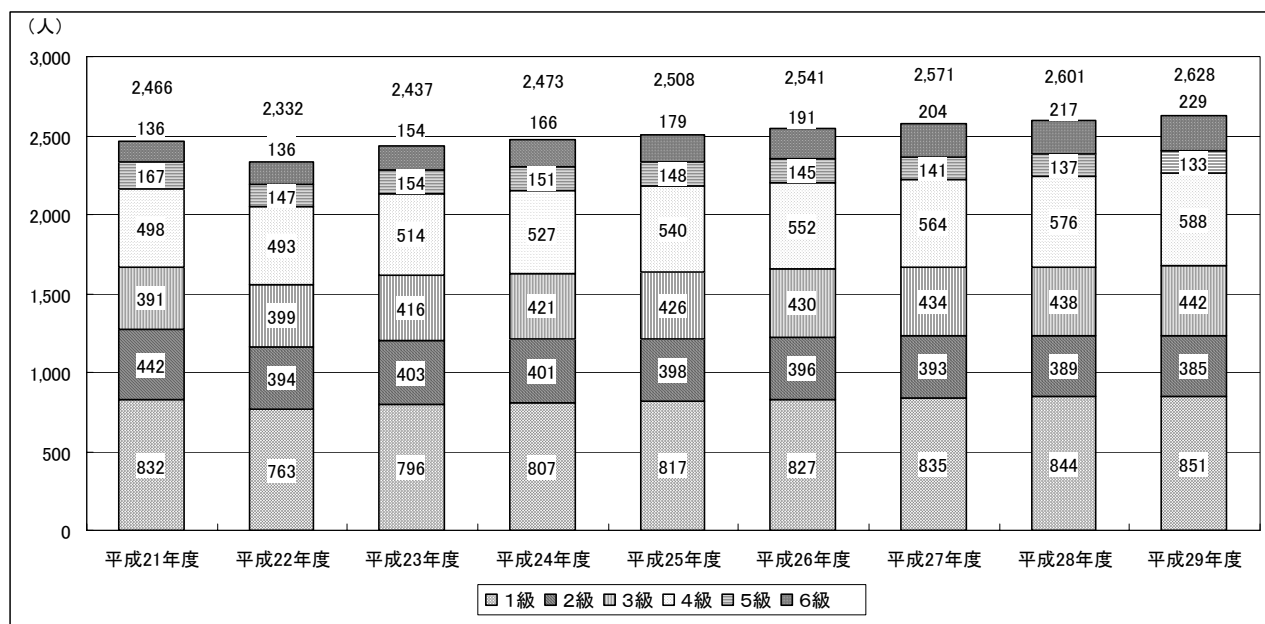
平成 23 年度の身体障害者手帳保持者数は 2,437 名（総人口の 3.05%）です。過去の推移をみると平成 22 年度にやや減少していますが、平成 23 年度には以前の水準に戻っているため微増の傾向がみられると見込み、平成 29 年度には 2,628 名（総人口の 3.47%）と推計しました。

■身体障害者手帳保持者の推移（障がい種類別）



注) 各年 4 月時点の保持者数。平成 24 年度以降は推計値

■身体障害者手帳保持者の推移（障がい程度別）

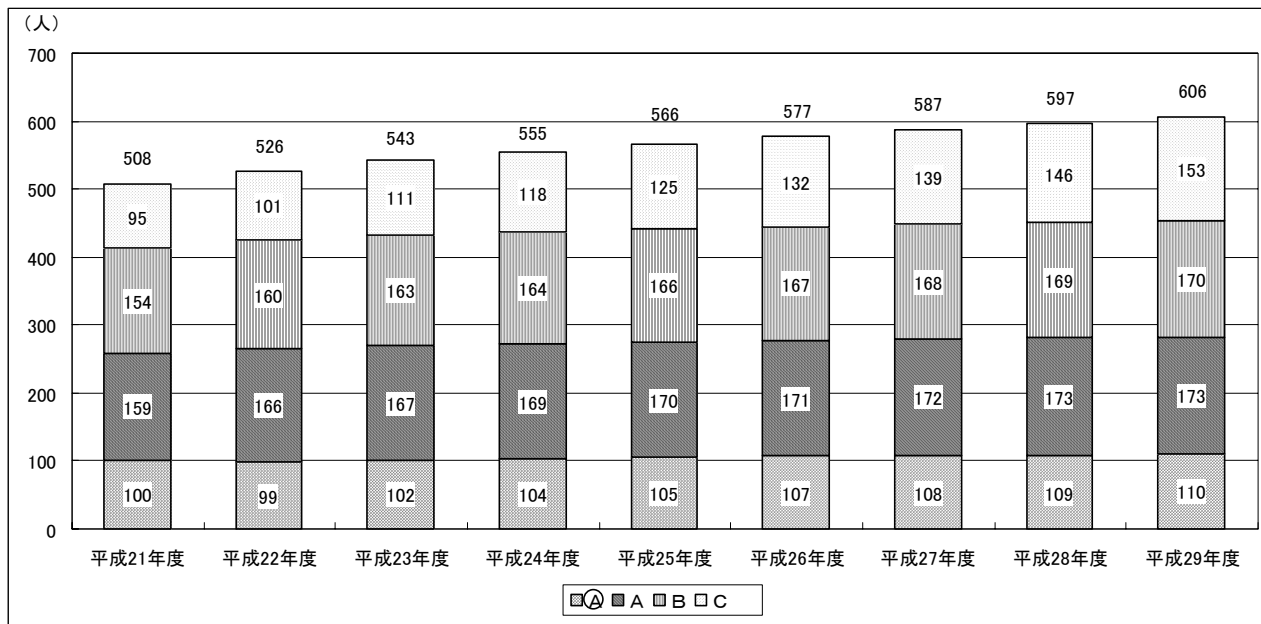


注) 各年 4 月時点の保持者数。平成 24 年度以降は推計値

3. 療育手帳保持者数の推計

平成 23 年度の療育手帳保持者数は、543 名（総人口の 0.68%）です。過去の推移をみると年々微増の傾向がみられるため、平成 29 年度では 606 名（総人口の 0.80%）と推計しました。

■療育手帳保持者の推移（障がい程度別）

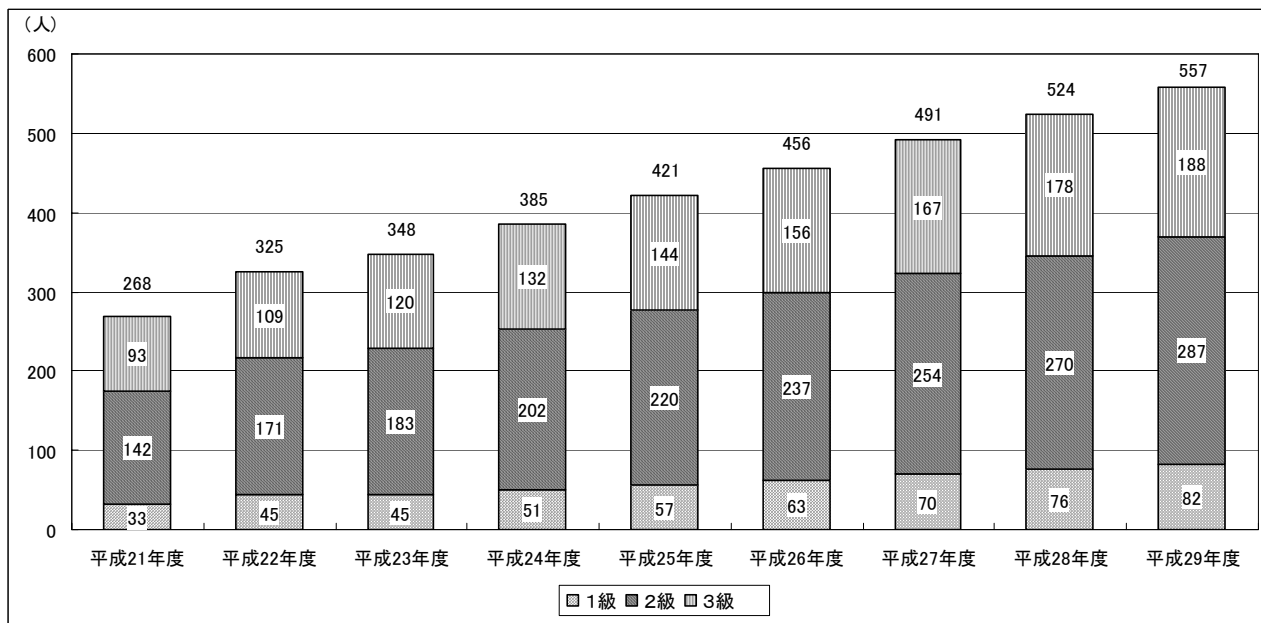


注) 各年 4 月時点の保持者数。平成 24 年度以降は推計値

4. 精神障害者保健福祉手帳保持者数の推計

平成 23 年度の精神障害者保健福祉手帳保持者数は、348 名（総人口の 0.44%）です。過去の推移をみると増加傾向がみられるため、平成 29 年度では 557 名（総人口の 0.74%）と推計しました。

■精神障害者保健福祉手帳保持者の推移（障がい程度別）



注) 各年 4 月時点の保持者数。平成 24 年度以降は推計値

5. アンケート調査結果の概要

「笠間市第2期障害者計画」および「笠間市第3期障害福祉計画」の策定にあたり、障がい者の生活状況や福祉サービス利用状況等の把握、意見・要望を聴取し、見直しのための貴重な基礎資料とすることを目的に実施しました。

(1) 調査の概要

①調査の設計

- 調査の時期：平成23年8月26日～9月5日
- 調査の方法：郵送法
- 調査の対象：

身体障がい者	950人
知的障がい者	205人
精神障がい者	95人
合 計	1,250人

②回収結果

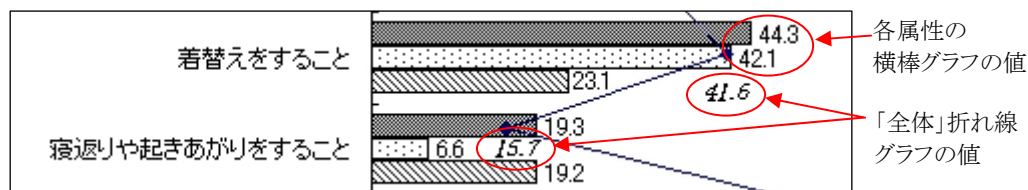
- 発送数：1,250
- 回収数：703
- 回収率：56.24%

③図表の見方

- (1) 調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも100%になるとは限りません。
- (2) 複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の%を算出しているため、合計は100%を超えています。
- (3) 図表中のnは回答数を示しています。
- (4) 図表中の記号の意味は、以下のとおりです。

{	全体値より	◎: +15%以上高い	◆: -15%以上低い
		○: +10～15%高い	●: -10～15%低い
		△: +5～10%高い	▼: -5～10%低い

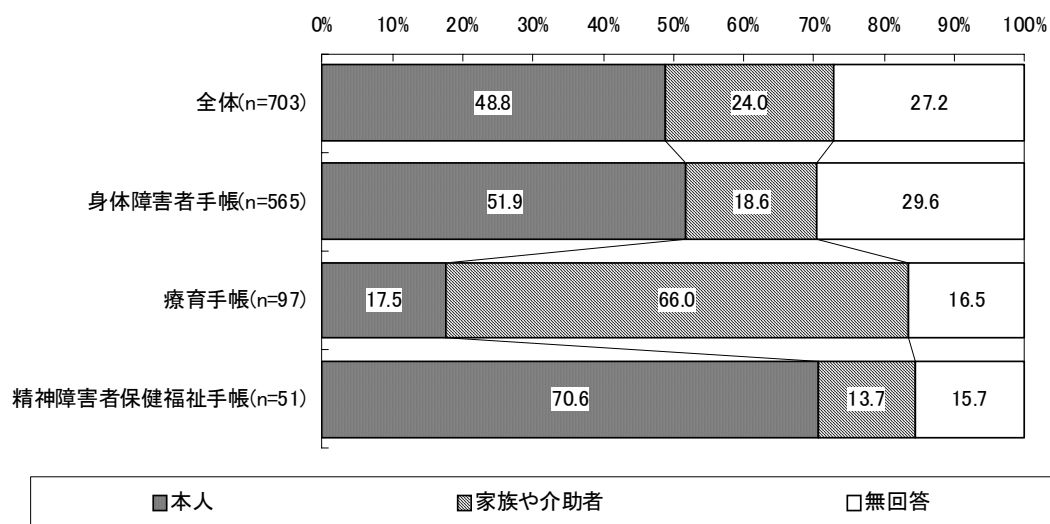
- (5) 横棒グラフのうち、「全体」の値が入る場合は折れ線グラフで表し、「全体」の数値を明朝体の斜体で表記しています。



(2) 対象者の属性

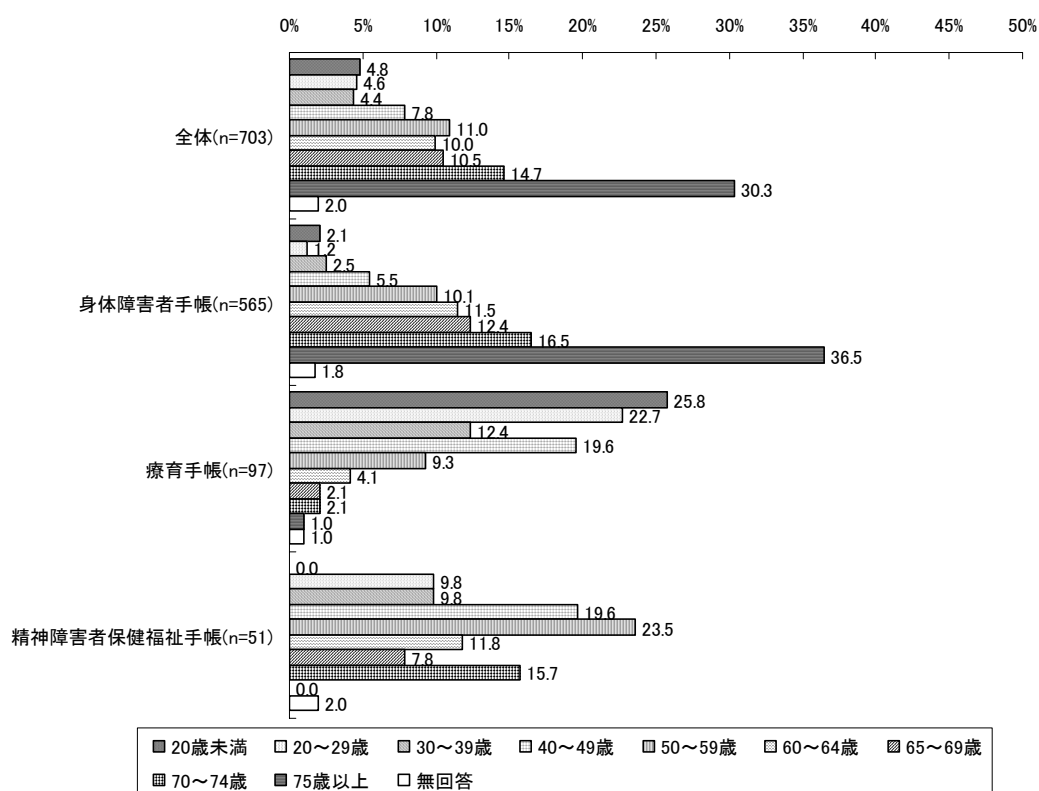
①調査票記入者

“身体障害者手帳所持者”と“精神障害者保健福祉手帳所持者”では「本人」の回答が多くなっており、“療育手帳所持者”では「家族や介助者」の回答が多くなっています。



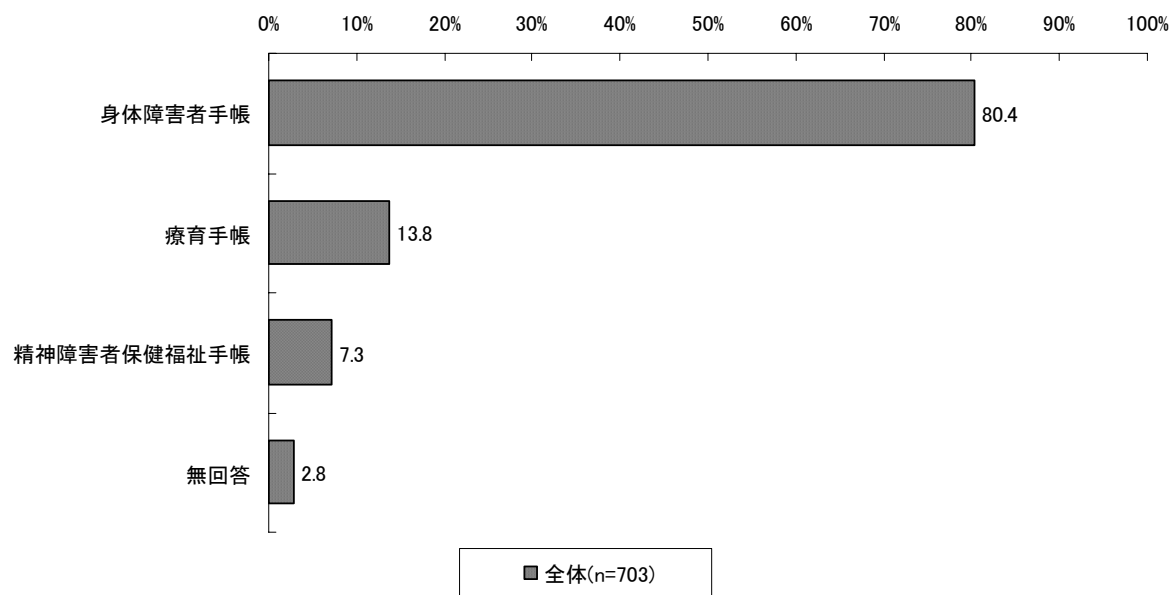
②年齢

“身体障害者手帳所持者”では“60 歳以上”が 7 割以上を占め、“療育手帳所持者”では“29 歳以下”が約半数を占めています。“精神障害者保健福祉手帳所持者”では“40～59 歳”が 4 割強を占めています。



②障害者手帳の種別

所持している障害者手帳の種別をみると、「身体障害者手帳」が8割を占めています。



(3) 生活の状況と今後の希望

①現在の住まい

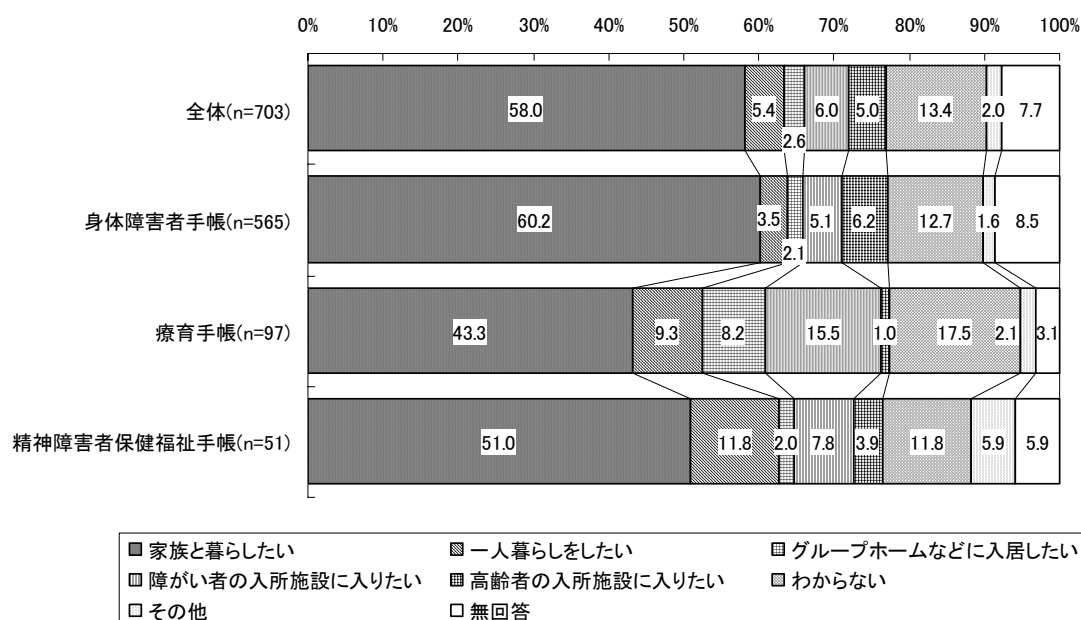
各対象層とも「持ち家(家族所有も含む)」との回答が最も多くなっていますが、“身体障害者手帳所持者”では 87.8%と約 9 割を占めているのに対し、“療育手帳所持者”では 63.9%、“精神障害者保健福祉手帳所持者”では 52.9%にとどまり、「民間の賃貸住宅」がそれぞれ 3 割前後と少なくありません。

(%)

	n	持ち家 (家族所有も含む)	民間の 賃貸住宅	市営・県 営等の 公営住宅	社宅等 の貸与 住宅	間借り	その他	無回答
手 全体	703	82.9	10.1	1.6	0.6	0.1	2.0	2.7
帳 身体障害者手帳	565	87.8	5.8	0.7	0.5	0.2	1.8	3.2
の 療育手帳	97	◆63.9	◎26.8	5.2	0.0	0.0	3.1	1.0
種 精神障害者保健 類 福祉手帳	51	◆52.9	◎31.4	3.9	2.0	0.0	5.9	3.9

②将来希望する暮らし方

各対象層とも「家族と暮らしたい」とする人が最も多くなっています。”療育手帳所持者”では「障がい者の入所施設に入りたい」との回答も 15.5%みられます。

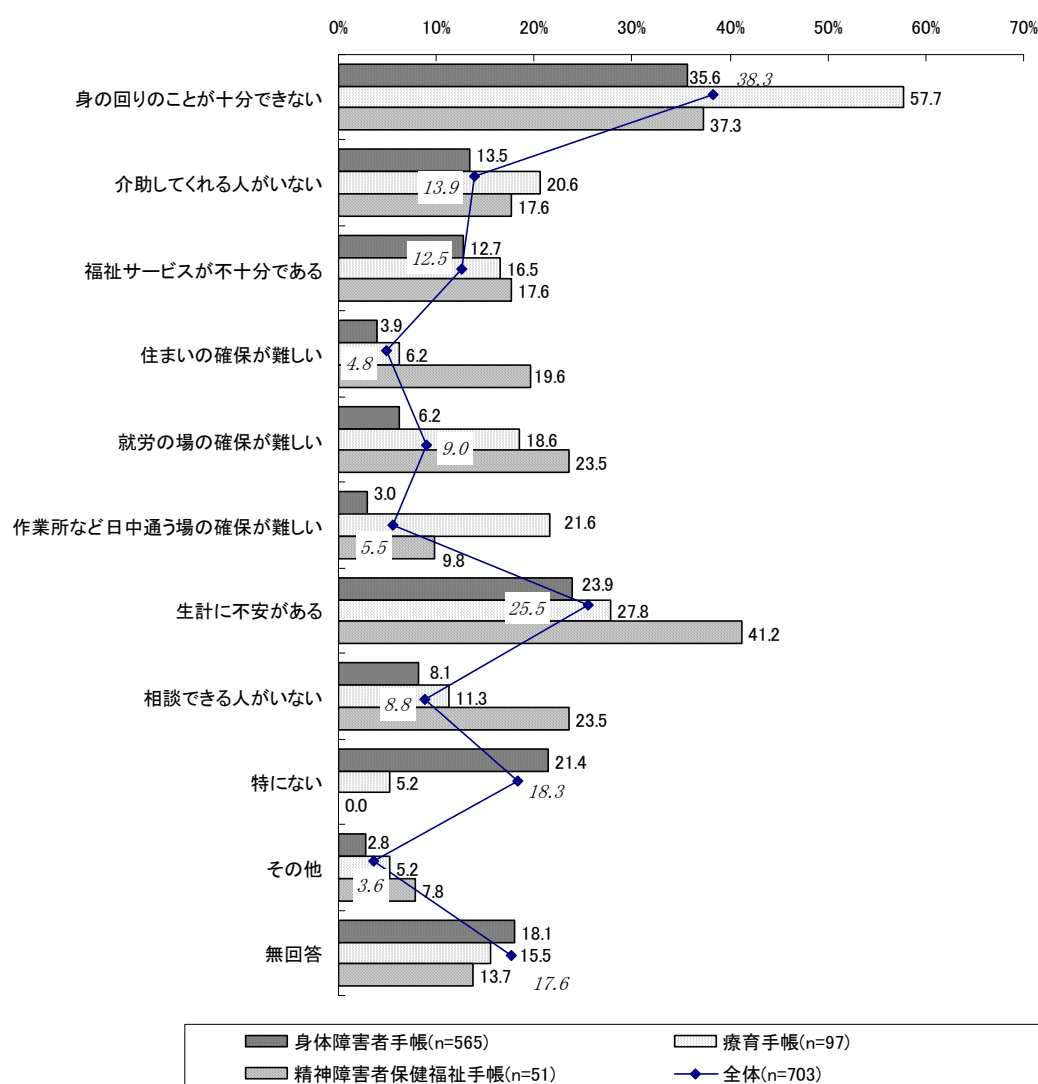


③将来にわたって地域で暮らし続けるための課題

将来にわたって地域で暮らし続けるための課題をみると、“全体”では「身の回りのことが十分できない」が38.3%で最も多く、次いで「生計に不安がある」が25.5%で続いています。

手帳の種類別にみると、各対象層とも「身の回りのことが十分できない」「生計に不安がある」をあげる人が多くなっていますが、特に“療育手帳所持者”では「身の回りのことが十分できない」が57.7%、“精神障害者保健福祉手帳所持者”では「生計に不安がある」が41.2%と比較的多くなっています。

この他、“療育手帳所持者”では「作業所など日中通う場の確保が難しい」(21.6%)、「介助してくれる人がいない」(20.6%)、“精神障害者保健福祉手帳所持者”では「就労の場の確保が難しい」(23.5%)、「相談できる人がいない」(23.5%)との回答が2割台とやや多くみられます。

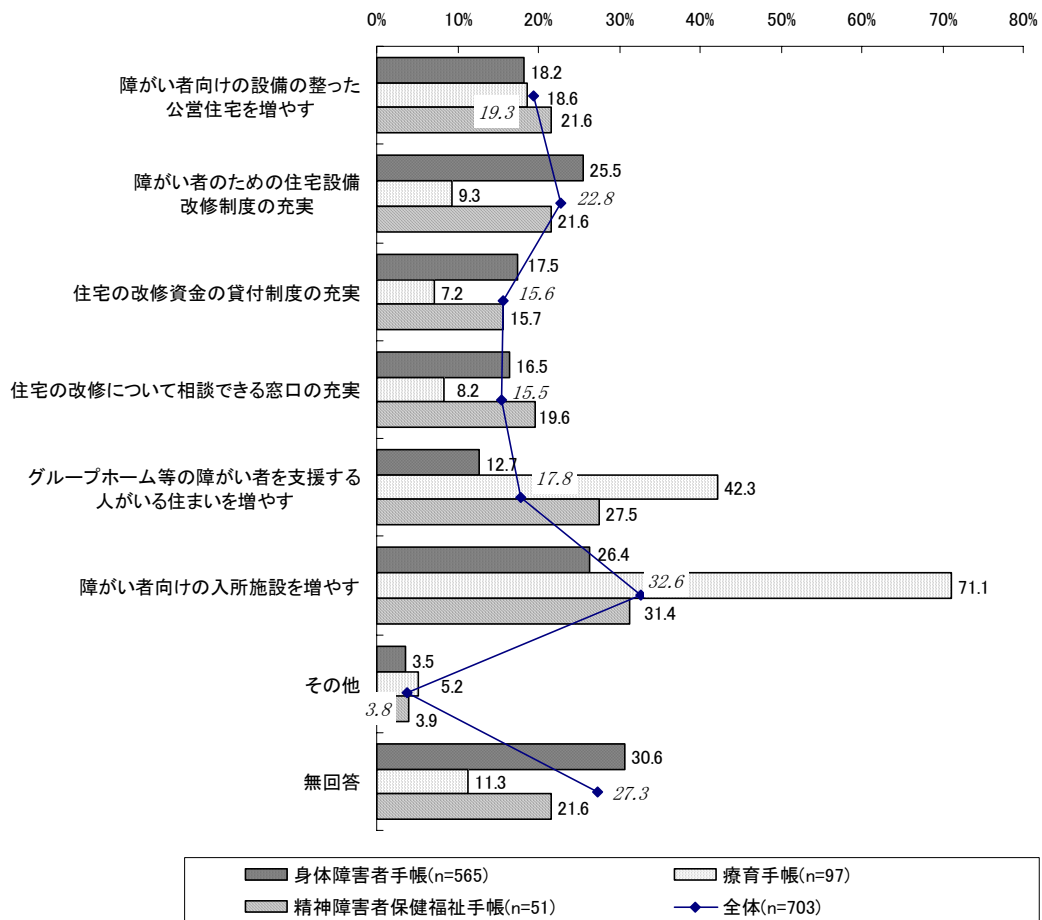


④住宅施策で期待すること

今後の本市の住宅施策に期待することをみると、“全体”では「障がい者向けの入所施設を増やす」が32.6%で最も多くなっています。

手帳の種類別にみると、各対象層とも「障がい者向けの入所施設を増やす」との回答が最も多くなっていますが、“療育手帳所持者”では71.1%と突出して多くなっています。それ以外では、“療育手帳所持者”、“精神障害者保健福祉手帳所持者”では「グループホーム等の障がい者を支援する人がいる住まいを増やす」が多くなっています。

また、“身体障害者手帳所持者”では「障がい者のための住宅設備改修制度の充実」との回答も25.5%とやや多くなっています。

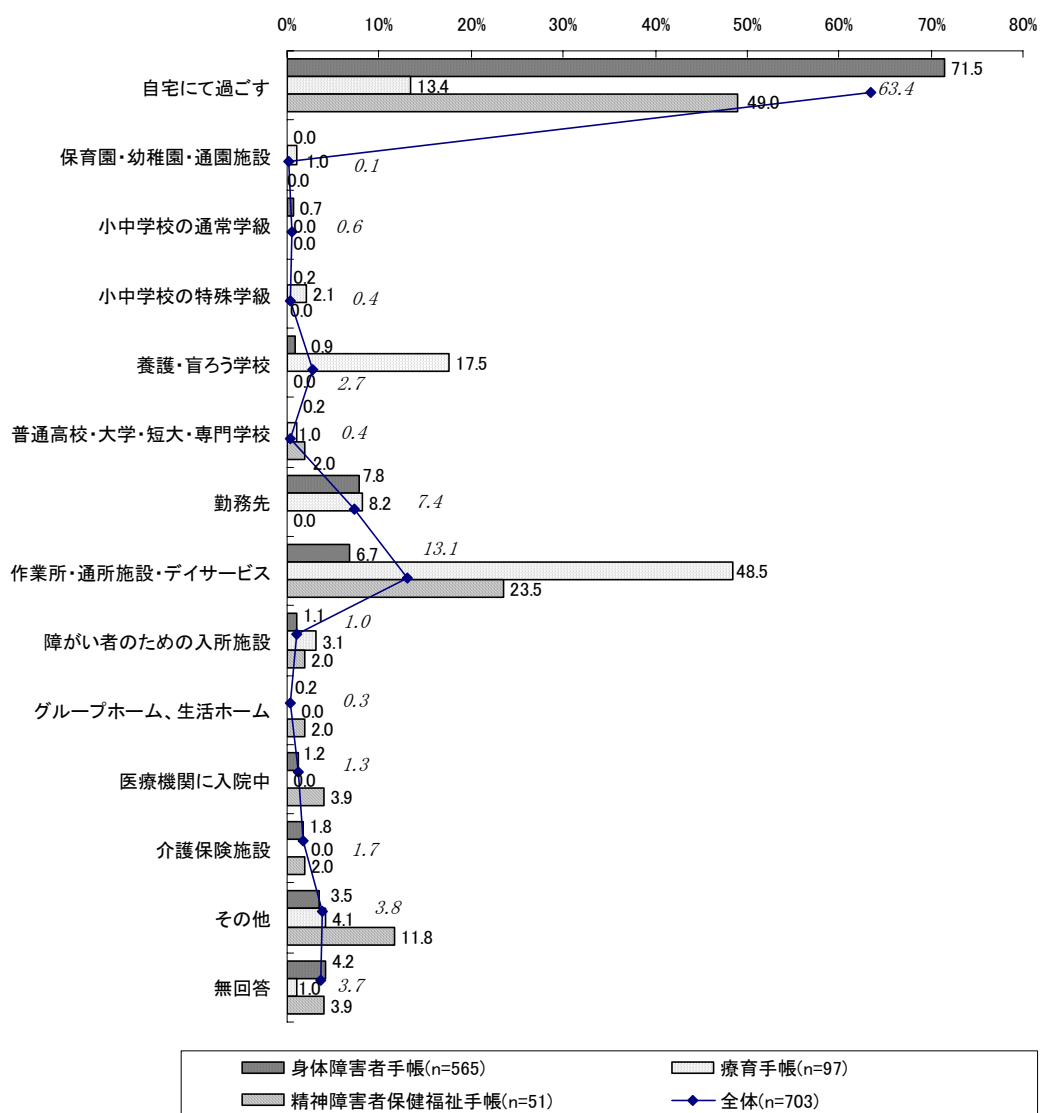


(4) 日中の過ごし方

①日中の過ごし方

平日の日中の主な過ごし方をみると、“全体”では「自宅にて過ごす」との回答が 6 割を超えて最も多くなっています。

手帳の種類別にみると、“身体障害者手帳所持者”、“精神障害者保健福祉手帳所持者”では「自宅にて過ごす」との回答が最も多くなっていますが、“療育手帳所持者”では「作業所・通所施設・デイサービス」が最も多くなっています。

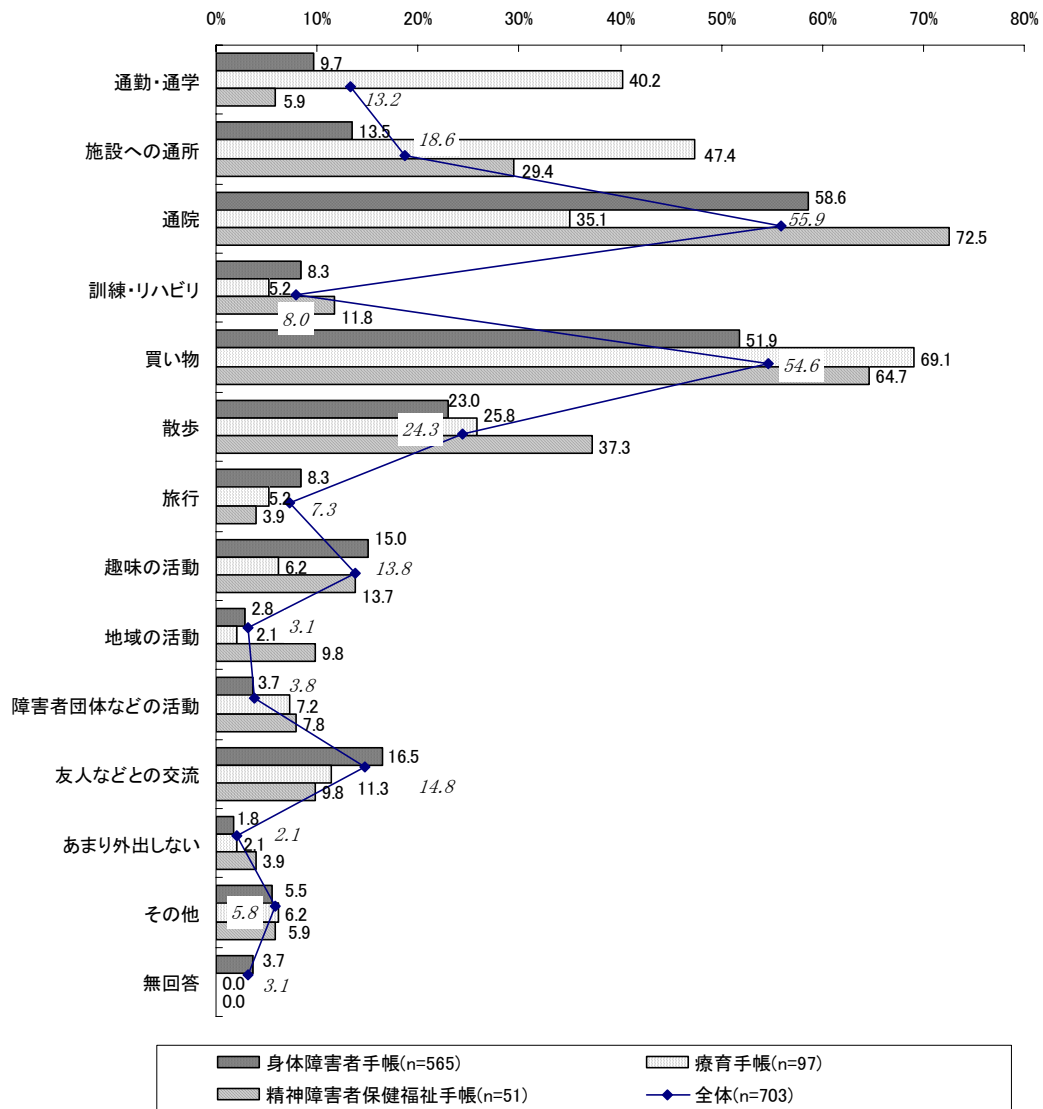


②外出目的

外出目的をみると、“全体”では「通院」が 55.9%、「買い物」が 54.6%と半数を超えて多くなっています。

手帳の種類別にみると、“身体障害者手帳所持者”と“精神障害者保健福祉手帳所持者”では「通院」が約 6～7 割と最も多く、次いで「買い物」が約 5～6 割で続いています。

“療育手帳所持者”では「買い物」が 69.1%と最も多く、次いで「施設への通所」(47.4%)と「通勤・通学」(40.2%)が 4 割台で多くなっています。

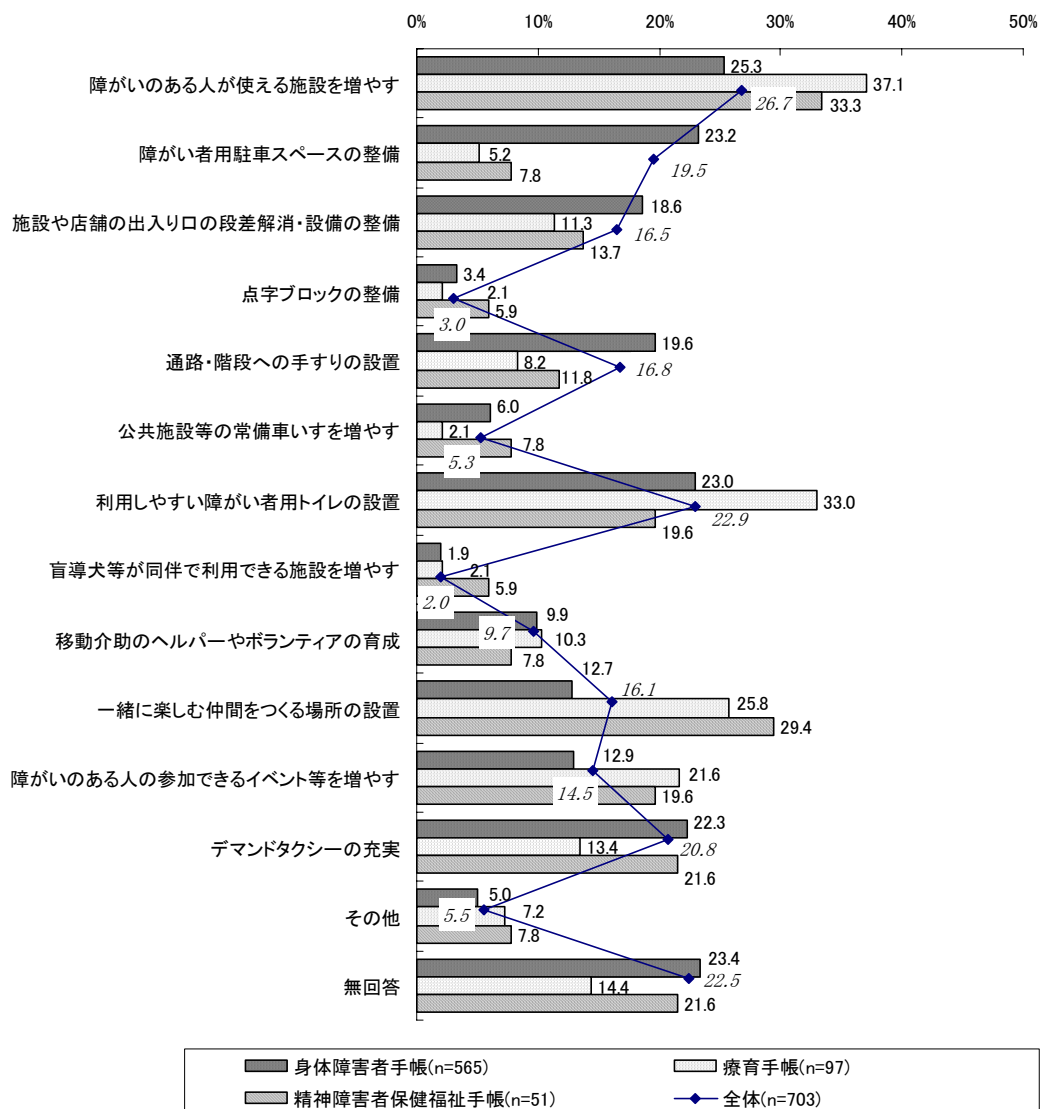


③外出しやすくするために必要な施策

今後の本市の外出のための施策に期待することをみると、“全体”では「障がいのある人が使える施設を増やす」が 26.7%で最も多く、次いで「利用しやすい障がい者用トイレの設置」が 22.9%、「デマンドタクシーの充実」が 20.8%が続いています。

手帳の種類別にみると、各対象層とも「障がいのある人が使える施設を増やす」との回答が最も多く、「利用しやすい障がい者用トイレの設置」も 2～3 割と多くなっています。

“療育手帳所持者”と“精神障害者保健福祉手帳所持者”では「一緒に楽しむ仲間をつくる場所の設置」との回答も 3 割弱みられます。



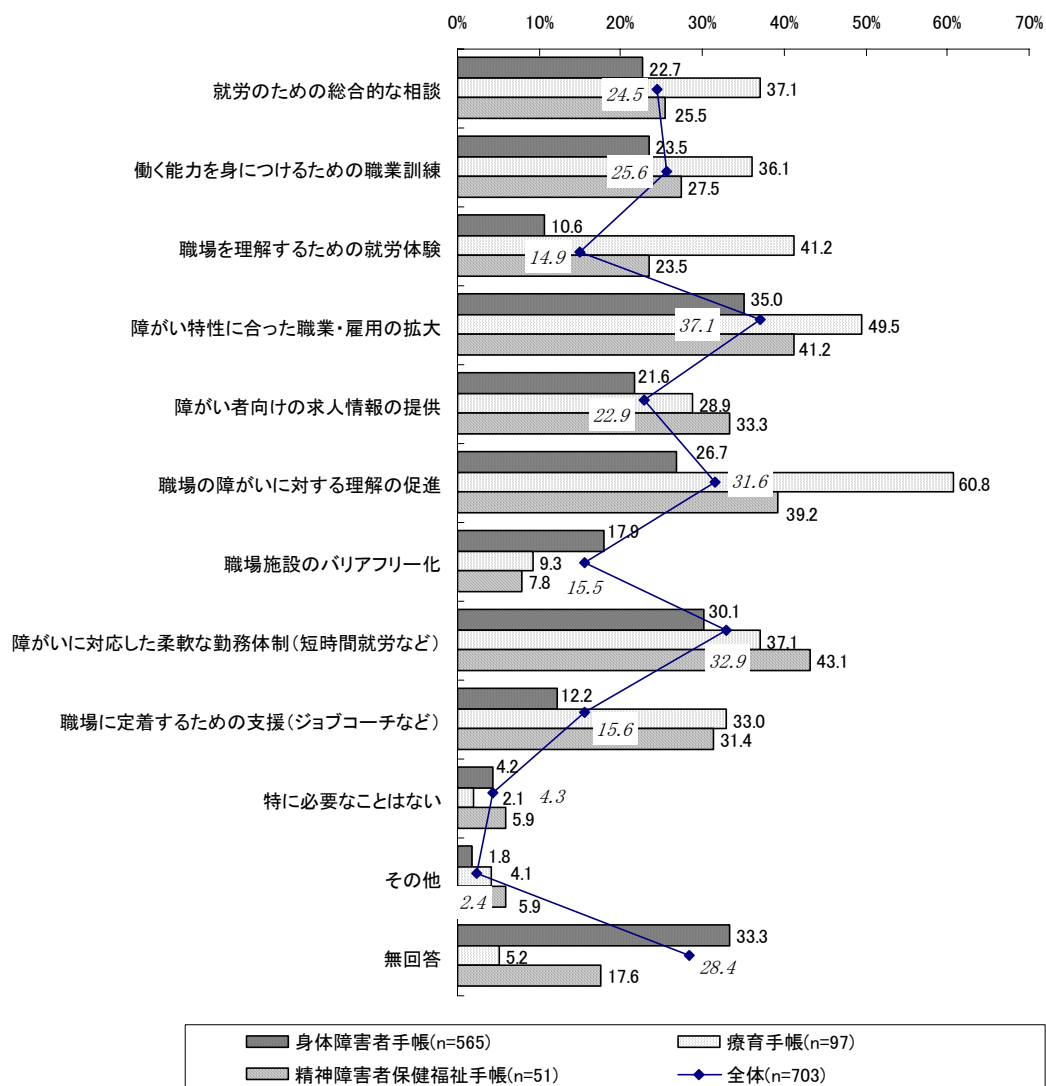
④障がいのある人が働くために必要なこと

障がいのある人が企業などで働くために必要な支援をみると、“全体”では「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」(37.1%)、「障がいに対応した柔軟な勤務体制(短時間就労など)」(32.9%)、「職場の障がいに対する理解の促進」(31.6%)の3つが3割台を占めています。

手帳の種類別にみると、“療育手帳所持者”で、支援が必要な項目が多くあげられています。最も多いのは「職場の障がいに対する理解の促進」(60.8%)、次いで「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」(49.5%)、「職場を理解するための就労体験」(41.2%)が続いています。

“身体障害者手帳所持者”では、「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」(35.0%)、「障がいに対応した柔軟な勤務体制(短時間就労など)」(30.1%)が3割を超えています。

“精神障害者保健福祉手帳所持者”では、「障がいに対応した柔軟な勤務体制(短時間就労など)」(43.1%)、「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」(41.2%)、「職場の障がいに対する理解の促進」(39.2%)が4割前後を占めています。



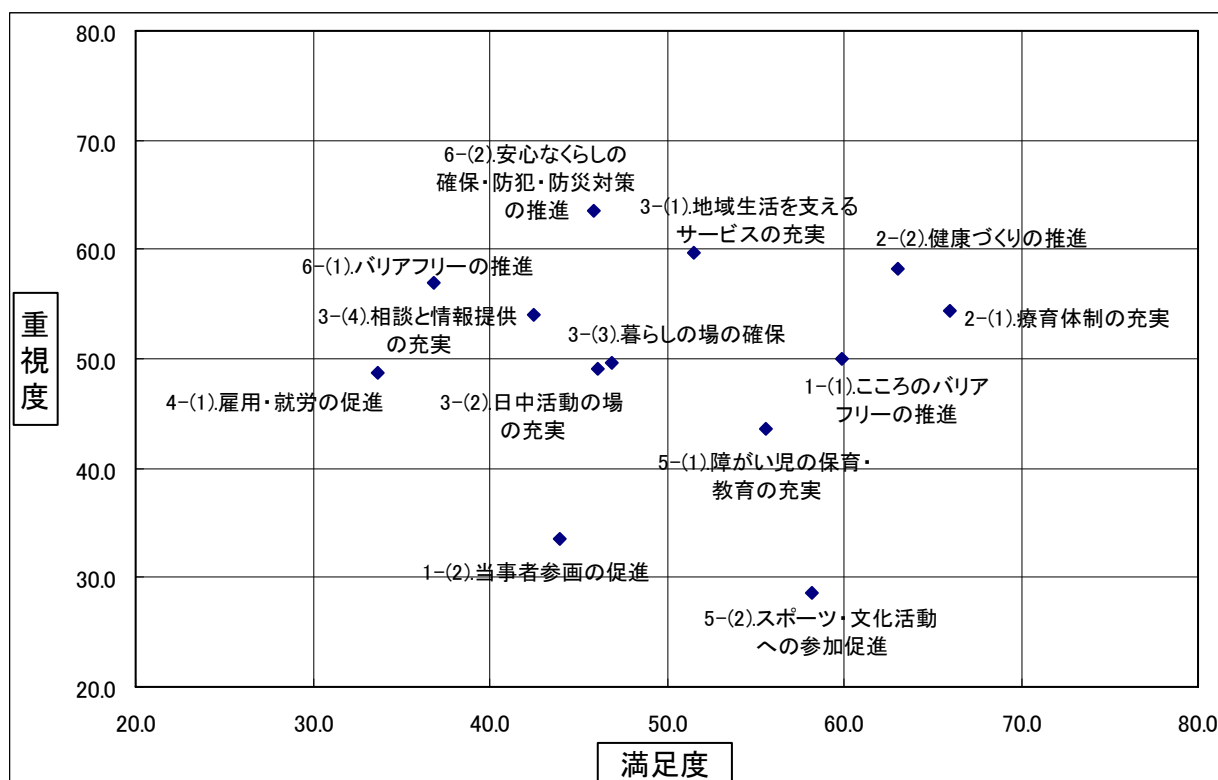
(5) 本市の施策について

①主要課題に対する満足度・重視度

前回計画の主要課題に対する満足度と重視度をみると、満足度と重視度がともに高い項目は「2-(1).療育体制の充実」「2-(2).健康づくりの推進」となっています。

一方、満足度と重視度がどちらもあまり高くない項目としては「1-(2).当事者参画の促進」「4-(1).雇用・就労の促進」の2つが目立っています。

重視度が高いものの満足度が低い項目は、「6-(1).バリアフリーの推進」「6-(2).安心なくらしの確保・防犯・防災対策の推進」などがあげられています。



注) 上記のプロット図は、満足度と重視度の5段階評価の結果を、「満足している(重視する)」を5点とし、以下各選択肢に4～1点(最も評価の低い「不満がある(重視しない)」を1点とします)を与えて加重平均を算出し、その平均値の偏差値を算出しプロットしたもの。満足度と重視度ともに50.0点が平均値となります。

②障がい者施策に期待すること

今後の本市の障がい者福祉施策に対して期待していることをみると、“全体”では「障がい者やその介護者への情報提供の充実」(31.4%)と「障がい者が暮らしやすいまちづくり」(30.4%)、「障がい者に対する理解を深める啓発や広報の充実」(29.7%)、「災害時における障がい者への対応」(29.6%)の4つが3割前後で多くなっています。

手帳の種類別にみると、“身体障害者手帳所持者”では「障がい者やその介護者への情報提供の充実」「災害時における障がい者への対応」「障がい者が暮らしやすいまちづくり」の3つが3割前後で多くなっています。

“療育手帳所持者”では「入所施設の充実」が49.5%と最も多く、次いで「障がい者に対する理解を深める啓発や広報の充実」「障がい者が暮らしやすいまちづくり」が4割前後で続いています。

“精神障害者保健福祉手帳所持者”でも“療育手帳所持者”と同様、「障がい者が暮らしやすいまちづくり」と「障がい者に対する理解を深める啓発や広報の充実」が4割を超えて多くなっており、これに加え「気軽に相談できる場所の充実」も4割を超えています。

(%)

	全体 (n=703)	手帳の種類		
		身体障害者 手帳 (n=565)	療育手帳 (n=97)	精神障害者 保健福祉 手帳(n=51)
障がい者に対する理解を深める啓発や広報の充実	29.7	26.9	○40.2	○41.2
障がい者やその介護者への情報提供の充実	31.4	31.3	△37.1	29.4
民間企業、社会福祉法人、NPO 法人などの 福祉活動などへの協力	12.9	11.5	△20.6	○23.5
働く機会の充実	13.1	10.3	○23.7	○25.5
職業訓練等のプログラムの充実	4.3	2.8	△9.3	○15.7
社会参加、地域参加への支援	6.7	6.5	9.3	9.8
趣味やスポーツ活動の充実	10.2	9.6	9.3	△19.6
専門的な相談機関の充実	12.4	11.3	△21.6	△17.6
気軽に相談できる場所の充実	26.3	25.7	24.7	○41.2
在宅福祉サービスの充実	13.9	15.2	11.3	13.7
在宅介護支援の充実	14.8	16.5	11.3	11.8
日常生活援助のためのサービスの充実	14.5	15.0	15.5	13.7
通所施設の充実	13.5	11.7	◎32.0	△19.6
入所施設の充実	18.6	14.5	◎49.5	21.6
経済的な援助の充実	19.5	19.5	18.6	△29.4
ボランティアの育成や活動への支援	10.1	10.4	12.4	9.8
保健医療サービスの充実	20.6	22.1	▼14.4	25.5
専門的な医療体制の整備	16.8	19.3	12.4	▼11.8
機能回復訓練等の充実	11.0	12.7	8.2	11.8
学校等の教育機関における受け入れの拡大	4.0	2.7	△10.3	△9.8
学校等の教育機関における障がいに対する理解の 促進	7.4	6.0	△15.5	11.8
就学支援の充実	4.8	3.4	△12.4	△11.8
障がい者が暮らしやすいまちづくり	30.4	29.4	△39.2	○43.1
障がい者向住宅の整備、住宅改造のための支援	11.7	12.7	9.3	9.8
外出するための施策の充実	12.9	13.1	12.4	△19.6

	全体 (n=703)	手帳の種類		
		身体障害者 手帳 (n=565)	療育手帳 (n=97)	精神障害者 保健福祉 手帳(n=51)
財産管理の援助	4.6	3.0	△11.3	△11.8
災害時における障がい者への対応	29.6	30.8	30.9	▼23.5
第三者による評価制度の充実	5.4	5.0	9.3	7.8
障がい者の成長に応じた切れ目のないサポート体制の整備	13.4	10.1	◎30.9	△21.6
その他	1.7	1.4	4.1	5.9
特に期待することはない	3.1	3.0	3.1	0.0
無回答	21.8	23.7	●9.3	▼13.7

(6) まとめと課題

①生活に関して

現在の住まいは「持ち家(家族所有も含む)」の人が多くを占めていますが、「民間の賃貸住宅」も少なくありません。将来の暮らし方の希望についても「家族と暮らしたい」とする人が多くなっています。また、将来にわたって地域で暮らしていく際の課題としては、「身の回りのことが十分できない」や「生計に不安がある」があげられています。

障がいのある方が地域で暮らしていけるよう求められている現状からも、これらの課題に対応できるような施策の充実が求められています。

さらに、今後の本市の住宅施策で期待されていることをみると、「障がい者向けの入所施設を増やす」が最も多くなっていますが、「障がい者のための住宅設備改修制度の充実」や「障がい者向けの設備の整った公営住宅を増やす」、「グループホーム等の障がい者を支援する人がいる住まいを増やす」なども少なくなく、この結果からも障がいのある方が地域で暮らしていきたいという意向と課題がみてとれます。

②日中の過ごし方に関して

日中の過ごし方をみると、「自宅で過ごす」という方が多くなっていますが、“療育手帳所持者”では「作業所・通所施設・デイサービス」という方が多くなっています。

外出の目的をみると「通院」や「買い物」が多くなっており、“療育手帳所持者”では「施設への通所」や「通勤・通学」も少なくありません。外出しやすくするために必要な施策では、「障がいのある人が使える施設を増やす」や「利用しやすい障がい者用トイレの設置」、「デマンドタクシーの充実」などが上位にあげられています。

外出機会を増やすためにも、障がいのある方へ配慮された施設やトイレなどの増設や、利用しやすい移動手段の充実などが求められています。

また、障がいがある方が働くためには、「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」や「障がいに対応した柔軟な勤務体制(短時間就労など)」、「職場の障がいに対する理解の促進」などがあげられており、企業や従業員等の障がいへの理解が求められる回答が多くなっています。

③本市への要望

前回計画の主要課題の満足度と重視度では、「2-(1).療育体制の充実」「2-(2).健康づくりの推進」が満足度と重視度ともに高くなっており、施策内容や実施状況が評価されているといえます。

一方、「6-(1).バリアフリーの推進」「6-(2).安心なくらしの確保・防犯・防災対策の推進」(重視度が高いものの満足度が低い)は、重視されているにも関わらず満足されていないということで、施策内容の充実が必要とされています。

障がい者施策で期待されていることでは、「障がい者やその介護者への情報提供の充実」や「障がい者が暮らしやすいまちづくり」、「障がい者に対する理解を深める啓発や広報の充実」、「災害時における障がい者への対応」が多くあげられています。

様々な施策が実施されているものの、それらの情報を利用する障がい者やその介護をしている方まで届いていないという課題がみてとれます。また、日中の過ごし方に関連する部分ではありますが、障がいがある方でも暮らしやすいまちづくりということで、施設等だけでなく市民の障がいに対する理解も求められています。

さらに、東日本大震災という大きな災害の後ということもあり、災害時の対応も要望としてあげられています。

第3章 計画の円滑な推進のために

第3章 計画の円滑な推進のために

1. 推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の整備

本計画を円滑に、また確実に推進していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強め、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある人への理解と人権・福祉意識の向上に努めつつ、各自の職務を遂行することができるよう障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 障害者地域自立支援協議会の円滑な運営

障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。

そのためには、市、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

「笠間市障害者地域自立支援協議会」を中心に、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援、発達支援などの様々な課題について、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。

○障害者地域自立支援協議会の機能

障害者地域自立支援協議会には大きく分けて6つの機能があると考えられます。この機能をよく理解し、その活動をより良いものとするために共通の目標を常にもち、対立構造をつくらず協働意識を育み、地域の支援レベルを一つひとつステップアップしていくことが重要となります。

サービス名称	サービス内容
情報機能	・困難事例や地域の現状・課題等の情報
調整機能	・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・構成員の資質の向上の場として活用
権利擁護機能	・権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援業者の運営評価 ・サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業の評価 ・市の相談事業支援事業の強化および県の相談支援体制整備事業の活用

○相談から支援までの流れ

1. 福祉関係サービスに関する窓口での相談や施設入所者や施設職員からの相談を受け、事務局がケース内容等を集約します。
2. 事務局は相談内容をもとに記録票を作成します。
3. 解決に必要とされる社会資源と支援の方向性を定めるための適切な情報を持ち合わせている関係者を招集し検討会を開催します。
4. 基本的には本人や家族に参加してもらい、本人のニーズや願いを聞き取りながら支援体制・計画を作成していきます。
5. 会議の結果をもとに、本人と相談しながら福祉サービスの申請やその他必要な支援を行っていきます。

2. 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく、広く住民にも期待される役割があり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て設置している障害者地域自立支援協議会を活用し、多様な意見・提言に基づき、市の障害福祉に関する支援体制の確立や、市内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

3. サービスの質の確保

障害福祉サービスなど、多くのサービスは民間の事業者が提供するようになりました。行政の役割は、サービスの量の確保だけでなく、サービスの質の確保も重要となってきました。サービス利用者が主体的にサービス提供事業所を選択できるよう様々な手段での情報の提供に努めるとともに、市が実施主体となる地域生活支援事業については、良質なサービスが提供されるようサービス提供事業者の指導・監督に努めていきます。

4. 計画の達成状況の点検・評価

障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、計画の進捗状況について調査・把握し、計画の着実な推進に努めます。

第4章 第2期障害者計画

第4章 第2期障害者計画

1. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

障害者基本法では、その基本的理念として「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」こと、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」こと、「障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが明確に規定されています。

この計画では、障害者基本法に示された理念を踏まえ、『支えあい自分らしく暮らせるまちづくり』を基本理念として計画を推進します。

【基本理念】

支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり

(2) 基本的な視点

計画の基本理念を実現するために、次のような基本的な視点に立ち、施策の充実を図ります。

基本的視点 1 ノーマライゼーションとこころのバリアフリーの実現

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も一般社会の中で普通に生活でき、ともに生きるまちを目指します。

こころのバリアフリーの実現により、障がいを理解し、受け入れることにより人間性や自己をより深く理解しあえるようなまちを目指します。

基本的視点 2 安らぎがあり、豊かな生活の実現

障がいのある人を含めすべての人が、競争社会のように能力の一面のみで疎外されることのない、お互いに支え合って幸せを分かち合い、そして、安らぎがあり、豊かな生活を送ることができるようなまちを目指します。

基本的視点 3 自分らしさを追求し成長するプロセスの尊重

自分自身のいろいろな側面をありのままに受け入れられることによって見つけた自分らしい生き方が、自己の形成や成長のプロセスをより豊かなものへと導いていけるようなまちを目指します。

基本的視点 4	豊かなコミュニケーションのあふれる福祉のまちづくり
---------	---------------------------

障がいのある、ないにかかわらず、共に生活し、共に働くことで、様々な感情を分かち合い、ありのままの自分を表現したり、お互いの存在を理解しあえるような、また、誰もが人として生きている充実感を味わえるような豊かなまちを目指します。

(3) 基本目標

基本理念と基本的視点に基づき、次の6つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標

- 1 理解と参加による福祉の推進
- 2 継続的な保健・医療サービスの提供
- 3 地域での自立生活支援の充実
- 4 雇用と就労支援の充実
- 5 とともに学びともに育つ地域づくり
- 6 安心と安全のまちづくり

基本的視点 1	ノーマライゼーションとところのバリアフリーの実現
---------	--------------------------

基本目標 1 理解と参加による福祉の推進

市民が障がいについて十分な理解を得られるよう、啓発に努めます。また、自らが関わる施策に対して、その声を反映させることができるよう、当事者参画の体制づくりに努めます。

基本的視点 2	安らぎがあり、豊かな生活の実現
---------	-----------------

基本目標 2 継続的な保健・医療サービスの提供

住み慣れた地域で障がいや疾病を抱えながらも安心して生活を送ることができるよう、障がいの早期発見、早期療育体制の充実に始まる継続的な保健・医療サービスを提供していきます。

基本的視点 3	自分らしさを追求し成長するプロセスの尊重
---------	----------------------

基本目標 3 地域での自立生活支援の充実

住み慣れた地域で自立して生活ができるよう、相談と情報提供の質と量を向上させるとともに、一人ひとりの障がいの種類や程度、多様なニーズに対応した地域生活支援の充実を図ります。

基本的視点 4	豊かなコミュニケーションのあふれる福祉のまちづくり
---------	---------------------------

基本目標 4 雇用と就労支援の充実

働く意欲のある人が、可能な限り就労に付くことができるよう、雇用の場の拡大や就労支援策の充実に取り組みます。

基本目標 5 とともに学びともに育つ地域づくり

障がいの状況に応じた療育・教育の充実を図るとともに、スポーツやレクリエーション活動などを通して、障がいのある人もない人も地域の中でともに学び、ともに育ちあえる体制づくりを進めます。

基本目標 6 安心と安全のまちづくり

建物や歩道の整備など、まちのバリアフリーを推進するとともに、緊急時や災害に備えた防災体制を整備します。

(4) 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
1 理解と参加による福祉の推進	(1) こころのバリアフリー推進	①広報・啓発活動の推進 ②地域福祉とボランティアの推進
	(2) 当事者参画の促進	①当事者参画の促進
2 継続的な保健・医療サービスの提供	(1) 療育体制の充実	①療育体制の充実
	(2) 健康づくりの推進	①こころと体の健康づくりの推進 ②医療・リハビリテーションの充実
3 地域での自立生活支援の充実	(1) 地域生活を支えるサービスの充実	①在宅福祉サービスの充実 ②経済的支援の推進
	(2) 日中活動の場の充実	①活動の場の充実 ②移動支援の充実
	(3) 暮らしの場の確保	①居住の場の確保 ②施設入所への支援
	(4) 相談と情報提供の充実	①相談支援と情報提供の充実
4 雇用と就労支援の充実	(1) 雇用・就労の促進	①就労支援機能の整備充実 ②雇用の場の拡大 ③就労支援事業の充実
5 とともに学びともに育つ地域づくり	(1) 障がい児の保育・教育の充実	①保育・教育支援の充実 ②特別支援教育の推進 ③放課後対策等の充実 ④地域交流の促進
	(2) スポーツ・文化活動への参加促進	①スポーツ・文化活動の促進
6 安心と安全のまちづくり	(1) バリアフリーの推進	①バリアフリーの推進
	(2) 安心なくらしの確保	①防犯・防災対策の推進

主に『笠間市第3期障害福祉計画』のもとで実施

2. 施策の展開

本章では、施策の体系に沿って、【現状と課題及び今後の方向性】をまとめ、施策・事業を展開していきます。

障害者自立支援法に基づく、「障害福祉サービス」や「地域生活支援事業」として実施する事業については、事業名のとなりに〔 〕で明記しました。

なお、障害福祉サービスや地域生活支援事業の具体的なサービス見込量については、別途、『笠間市第3期障害福祉計画』に示しています。

基本目標1 理解と参加による福祉の推進

(1) こころのバリアフリーの推進

【現状と課題及び今後の方向性】

各種の障がいに対する理解は徐々に進んではいますが、依然として様々な障壁(バリア)が存在し、障がいのある人の生活や活動を制約しているのが現状です。

市ではこれまでも、障がいへの理解やノーマライゼーションの理念の普及と啓発、ボランティア活動への支援や交流活動の推進に努めてきましたが、障がいに対する理解はまだ十分とはいえません。「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動を充実する」ことが必要です。

そこで、今後も障がいの有無に関わらず、だれもが安心して暮らせるまちをめざし、障がいのある人・ない人がお互いの理解・認識を深めるとともに、人権尊重の意識づくりを促進するため、当事者やボランティア、地域住民などの広い参加・協力を得ながらこころのバリアフリーを推進していきます。

施策の方向① 広報・啓発活動の推進

○広報・啓発活動の充実

市報をはじめ、ホームページなどを通じ、福祉活動に取り組む人々や障がいに対する制度・活動等を紹介し、ノーマライゼーション意識の普及と障がい者理解の促進を図ります。

《担当:社会福祉課》

○研修等の充実

障がいの特性を理解し、障がいのある人に対する適切な対応をより充実するため、職員や民生委員・児童委員等を対象とした障害者福祉に関する研修会を積極的に実施します。

《担当:社会福祉課》

施策の方向② 地域福祉とボランティアの推進

○地域包括ケアの推進

援護を必要とするお年よりや障がい者に対して、福祉・保健・医療の連携組織によって介護などの相談や在宅サービス等を行うことにより、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

《担当：社会福祉課、高齢福祉課》

○地域での受け入れ体制づくり

民生委員・児童委員、ボランティア団体、行政区、自治会及び障がい者団体など身近な人々の協力を得て、障がいのある人が住みなれた地域で安心して生活をしていくための活動の場や地域社会づくりを推進します。

《担当：社会福祉課》

○ボランティアの育成・支援

ボランティア活動への参加をPRするとともに、体験講座の開催や各種養成講座の充実と受講者の拡大を図ります。また、受講後のボランティア活動参加へとつなげていくためにも、ボランティアの育成に努めます。

《担当：社会福祉協議会》

○福祉教育・ボランティア学習の推進

障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒の相互理解を深めるため、福祉教育や交流教育の充実を図り、福祉施設での体験活動等を推進します。

《担当：学務課》

(2) 当事者参画の促進

【現状と課題及び今後の方向性】

自分の関わる施策に対し意見を表明し、その声を施策に反映させる機会があることは、地域で自立した生活を営む点からも、施策を実施していくうえでも不可欠な要素です。

また、障がいのある人やその家族により行われている各種団体の活動は、当事者や家族の横のつながりを生むだけでなく、スポーツ大会や文化活動と一緒に参加したり、互いに相談する場となったりなど、障がいのある人の自立と社会参加を進める上で様々な役割を担っています。

市では、これまで「障がい者のふれあい事業」を実施するなど、障がいのある方の活動の機会づくりを行ってきました。

今後も、引き続き障がいのある人が行っている活動を支援するとともに、社会参加に向けた機会づくりのために、関係諸施策への反映について検討していきます。

施策の方向① 当事者参画の促進

○障がい者の明るいくらし支援事業

「ふれあいスポーツの集い」「ふれあい作品展」「ふれあい音楽祭」などふれあい事業を実施し障がいを克服して社会参加の場を設け、生きがい支援を図ります。

《担当：社会福祉課》

○障がい者団体等の活動への支援

県や市の事業への参加を促し、障がい者団体の活動の場の提供や育成を図ります。

《担当：社会福祉課》

○団体間のネットワークづくり

各障がい者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを推進します。そのための活動の場を提供します

《担当：社会福祉課》

○社会参加に向けた機会づくり

障がいのある人やその家族により運営されている各種団体等の文化活動等機会の場を設け、生きがい支援や活動の場の推進を図ります。

《担当：社会福祉課》

基本目標２ 継続的な保健・医療サービスの提供

（１）療育体制の充実

【現状と課題及び今後の方向性】

障がいの早期発見と適切な療育は、子どもを将来、社会的に自立できるように支援していくためにとりわけ重要な役割を果たしており、親子を対象とした幅広い支援が必要です。

市では現在、乳幼児の成長段階にあわせた各種健診を行うとともに、保健師等による育児相談や療育相談等を行っています。また、より専門的・継続的な支援が必要な場合の通園事業及び通園施設や各種専門機関への紹介を行っています。

今後も、障がいの種類や程度、適性などに応じた療育支援を乳幼児期から学校卒業後まで行えるよう、療育体制を充実していく必要があります。

施策の方向① 療育体制の充実

○障がい児親子通園事業

障がい児と保護者が一緒に親子教室に通園をし、専門の指導員からの生活訓練や機能訓練などの指導及び相談をしながら親子の支援を推進します。

《担当：社会福祉課・社会福祉協議会》

○障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進

乳幼児健診等を実施し、障がいの原因となる疾病の早期発見・治療を推進します。また、乳幼児健診等にて事故予防について周知します。

《担当：健康増進課》

○各種母子保健事業

疾病や障がいの早期発見、早期治療（療育）を目的に、乳幼児健診等を実施するとともに、発育面での心配や不安のある方の相談を受けます。

《担当：健康増進課》

(2) 健康づくりの推進

【現状と課題及び今後の方向性】

壮年期以降の疾病等による障がいの発生も多く、生活習慣病などの予防対策が重要な課題となっています。

現在、市では、生活習慣病予防や健康管理を目的として保健センターにおいて各種健診事業を実施するとともに、身近な所で生活習慣病などについて気軽に相談し、栄養指導や運動指導が受けられるよう、健康教育や健康相談も実施しています。

今後は、アンケート調査の結果でも満足度および重視度が高かったことから、引き続き関係機関との連携のもと、より体系的な保健医療体制を整備し、予防を重視した運動や食事の指導、精神保健に対する啓発などにより、より多くの人が自らの健康を維持増進できるよう努めてまいります。

施策の方向① 心と体の健康づくりの推進

○心の相談室

保健センターで実施しており、心の悩みを抱えている方や、その家族の方を対象に、精神保健福祉士・保健師等が相談を受けます。

《担当：健康増進課》

○心の健康講座

病気についての理解や関わり方を学ぶ講座を開催します。

《担当：健康増進課》

施策の方向② 医療・リハビリテーションの充実

○精神デイサービス

在宅の精神障がい者を対象に作業療法士や保健師等による生活訓練を実施し、社会適応の相談、援助を行います。

《担当：健康増進課》

○救急医療体制の充実

市立病院や県立中央病院、医師会、薬剤師会等の地域資源が連携を強化することにより、救急医療体制の充実を図ります。

《担当：健康増進課》

基本目標 3 地域での自立生活支援の充実

(1) 地域生活を支えるサービスの充実

【現状と課題及び今後の方向性】

障がいのある人が、地域で自立した生活をしていく上で必要な訓練を受けたり、仲間や地域の人と一緒に活動する機会を得ることは重要なことであり、様々な活動を通して自己実現を図り社会参加できるよう、各種在宅サービスの充実を図る必要があります。

「障害者自立支援法」では、障がいのある人が自己選択・自己決定のもと福祉サービスや相談支援等を利用し、安心して地域で暮らすための方策が求められています。

制度の移行に伴う新たなニーズに対応するとともに、地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じた生活支援サービスを適切に確保していく必要があります。

施策の方向① 在宅福祉サービスの充実

○居宅介護〔障害福祉サービス〕

ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、障がいがある方の自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、そのほか生活全般にわたる援助を行います。

《担当:社会福祉課》

○重度訪問介護〔障害福祉サービス〕

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の家事や生活等に関する相談及び助言などや外出時における移動支援などを総合的にを行います。

《担当:社会福祉課》

○行動援護〔障害福祉サービス〕

知的障害又は精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出移動中の介護、排せつ及び食事等の支援を行います。

《担当:社会福祉課》

○重度障害者等包括支援〔障害福祉サービス〕

介護の必要性が特に高い重度の障がいがある方等に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

《担当:社会福祉課》

○コミュニケーション支援事業〔地域生活支援事業〕

聴覚、言語機能、音声機能、視覚の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、音声訳等による支援事業等を行い、社会生活におけるコミュニケーション確保を通して、自立と社会参加を促進します。

《担当:社会福祉課》

○点字・声の広報等発行事業〔地域生活支援事業〕

文字による情報取得に相当の制限をうける視覚障がい者及び文盲者の自立と社会参加、福祉の向上を図るため、広報誌を音読してカセットテープに録音し、声による「広報かさま」及び「広報かさまお知らせ版」を提供しています。

《担当:社会福祉課》

○日常生活用具給付等事業〔地域生活支援事業〕

重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付することで、日時上生活の困難を改善し障がい者の自立を支援します。

《担当:社会福祉課》

○重度身体障害者訪問入浴サービス事業〔地域生活支援事業〕

家庭での入浴が困難な重度身体障がい者の方の自宅に訪問し、移動入浴車での入浴サービスを提供します。

《担当:社会福祉課》

○身体障害者更生訓練費支給事業〔地域生活支援事業〕

身体障がい者更生、授産施設に入所している方に訓練費(リハビリ)を支援し、地域生活への移行促進を図ります。

《担当:社会福祉課》

○身体障害者就職支度金支給事業〔地域生活支援事業〕

就労移行支援事業等の利用者が訓練を終了し、就職等自立する障がい者に支度金を支給し社会復帰の促進を図ります。

《担当:社会福祉課》

○自動車運転免許取得・改造助成事業〔地域生活支援事業〕

身体障がい者の日常生活や社会活動範囲を広げ、自立更生を促進するため自動車の免許を取得する者に免許取得費を助成します。また、障がいのため自動車の改造が必要な身体障がい者で、就労・通学・通院のため、自分で自動車を運転する方に改造費を助成します。

《担当:社会福祉課》

○成年後見制度利用者支援事業

成年後見人制度とは、判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の日常生活を法律的に保護する制度です。制度の周知に努め、円滑な利用を促進します。

《担当：社会福祉課、高齢福祉課》

○障がい者社会参加促進事業〔地域生活支援事業〕

各種スポーツ・レクリエーション等に参加することにより、障がい者の体力増強、交流、余暇活動等の普及を図り、社会参加を促進します。

《担当：社会福祉課》

○地域活動支援センター機能強化事業〔地域生活支援事業〕

障がい者が通所して創作的活動又は生産活動をおこない、社会との交流の促進を図る事業を行い、福祉的就労や生きがい活動の場とします。

《担当：社会福祉課》

○補装具の交付、修理

国基準に基づき、身体に障がいのある方に補装具の交付・修理費の助成を行うことで自立への支援をします。

《担当：社会福祉課》

○重度障害者住宅リフォーム助成事業

在宅の重度障がい者等に対して、必要とする住宅整備に要する費用の一部を助成することにより、活動範囲の拡大又は介護者の負担軽減を図り、安心した地域生活の支援をします。

《担当：社会福祉課》

施策の方向② 経済的支援の推進

○心身障害者扶養共済事業

障がいのある者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がい者になった時、障がいのある者に終身一定額の年金を支給する制度であり、制度の周知を進めます。

《担当：社会福祉課》

○特別障害者手当等給付事業

精神や身体に重度の障がいを持ち、常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の障がい者に特別障害者手当を給付します。20歳未満の障がい児には障害児福祉手当を給付します。

《担当：社会福祉課》

○難病患者見舞金支給事業

保健所から特定疾患医療券を交付されている方に見舞金を支給し、心身の安定と福祉の増進を図ります。

《担当:社会福祉課》

○自立支援医療（更生医療）給付事業

身体障害者手帳所持者に対して、医療を行うことにより改善されるか、機能を維持のために、障がい程度の軽減や機能の回復を目的とした手術を受ける時に必要な医療費を負担します。

《担当:社会福祉課》

○在宅心身障害児福祉手当

心身に障がいのある在宅の 20 歳未満の障がい児の養育者に対して手当を支給し、これら児童の介護に当たる養育者とその家族の精神的、身体的労苦に報い、その福祉の増進を図ります。

《担当:社会福祉課》

○NHK放送受信料免除又は半額免除申請証明

障がい者がいる非課税世帯や重度の障がい者世帯に対するNHK放送受信料免除又は半額免除制度に必要な証明手続等を行います。

《担当:社会福祉課》

○特別支援教育就学奨励費補助

特別支援教育を受ける児童を養育する世帯への経済的負担の軽減を図ります。

《担当:学務課》

(2) 日中活動の場の充実

【現状と課題及び今後の方向性】

これまで障がい福祉に関わる施設は、身体、知的、精神それぞれ複雑な施設・事業体系に分かれて様々なサービスが提供されてきましたが、自立支援法においては、これらの事業体系が見直され、必要とする人が必要なサービスを選べるよう整理されています。

市ではこれまで、社会福祉協議会や事業者と連携のもと、施設の運営支援を行ってきました。

今後も引き続き、障がいのある人が豊かな地域生活を営むことができるよう、新制度による利用者の動向に注意しつつ、障がい者団体や民間団体の活動を支援し、日中活動の場の充実に努めるとともに、各施設への移動に関する支援の充実を図ります。

施策の方向① 活動の場の充実

○生活介護〔障害福祉サービス〕

常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《担当:社会福祉課》

○療養介護〔障害福祉サービス〕

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

《担当:社会福祉課》

○児童デイサービス〔障害福祉サービス〕

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

《担当:社会福祉課》

○短期入所（ショートステイ）〔障害福祉サービス〕

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《担当:社会福祉課》

○自立訓練（機能訓練）〔障害福祉サービス〕

身体に障がいのある人を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

《担当:社会福祉課》

○自立訓練（生活訓練）〔障害福祉サービス〕

知的障がい・精神障がい者を対象に食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

《担当:社会福祉課》

○日中一時支援事業〔地域生活支援事業〕

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として支援を行います。

《担当:社会福祉課》

施策の方向② 移動支援の充実

○移動支援事業〔地域生活支援事業〕

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行います。

《担当:社会福祉課》

○同行援護サービス事業〔障害福祉サービス〕

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有し支援が必要な方に対する、ガイドヘルパーを派遣し、外出や社会参加のために必要な援助を行います。

《担当:社会福祉課》

○重度心身障害者福祉タクシー利用助成金

重度の障がい者へ通院通所のためのタクシー券を交付し、1回につき600円を助成します(1年間48枚綴1冊)。

《担当:社会福祉課》

○福祉有償運送事業

公共交通機関で移動が困難な障がいのある人や介護者の輸送のために、福祉有償運送運営協議会で、必要性や利便性を検討します。また、事業所が道路運送法第79条の登録を得るための書類審査等も行います。

《担当:社会福祉課》

○障がい者等有料道路割引制度

障がい者が自ら運転する自動車や介護者の自動車を対象とした有料道路通行料金の割引制度の申請手続きを行います。

《担当:社会福祉課》

○自動車税・取得税減免申請

障がい者又は介護者が通院通学または生業のために運転する自動車に対する自動車税・取得税減免制度申請に必要な証明等手続を行います。

《担当:社会福祉課》

○公共交通網の充実

障がいのある人の社会参加を促し、活力ある社会を構築するため、障がい者等が安全かつ容易に公共交通機関を利用できるよう、デマンドタクシー等全市域を網羅する公共交通網の充実を図ります。

《担当:企画政策課》

○笠間市いばらき身障者等用駐車場利用証制度

障がい者等の歩行困難な者が、これらの者のために設置された駐車施設を円滑に利用できるよう、障がい者等を含む全ての人が等しく社会参加できるような環境の整備を進め、ひとにやさしいまちづくりの推進を図ることを目的とし、障がい者等の歩行困難な者に対し、車いす使用者用駐車施設を利用できることを示すいばらき身障者等用駐車場利用証を交付します。

《担当:社会福祉課》

(3) 暮らしの場の確保

【現状と課題及び今後の方向性】

住宅は地域での生活基盤そのものです。住みよいまちづくりに必要なこととして、「障がい配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場」が必要であるとの回答は多くなっています。

したがって、障がいのある人の住まいの確保、暮らしやすい住まいの普及など、住宅に関する施策の充実や、障がいのある人が共同で生活を営むグループホームなど、様々なニーズに対応していくことが求められており、同時に、障がいの重度化や高齢化により、適切なケアを受けられる居住の場を確保していくことも必要となってきます。

今後も引き続き、障がいのある人が、安心して暮らせるよう、居住の場の確保及び入所支援の充実に努めていきます。

施策の方向① 居住の場の確保

○ケアホーム（共同生活介護）〔障害福祉サービス〕

共同生活を行う住居で、家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

また、必要に応じ入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《担当:社会福祉課》

○グループホーム（共同生活援助）〔障害福祉サービス〕

共同生活を行う住居で、家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

《担当:社会福祉課》

○福祉ホーム（地域生活支援事業）

身体に障がいのある方で家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な方の居住の場の確保のため、福祉ホーム事業者への補助により、事業運営の推進を図ります。

《担当:社会福祉課》

施策の方向② 施設入所への支援

○施設入所支援〔障害福祉サービス〕

生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、共同生活の場において日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供すると共に日常生活上の支援および相談をします。

《担当:社会福祉課》

○施設の確保

障がいのある人の様々なニーズに的確に応えていくため、地域における社会資源としての機能の強化を図るなど、民間活力を視野に入れた障がい者施設の整備に努めます。

《担当:社会福祉課》

(4) 相談と情報提供の充実

【現状と課題及び今後の方向性】

障がいのある人や家族が持つ不安や疑問を解決するためには、情報の提供と相談体制の充実が欠かせません。何でも相談できる窓口をつくるなど、相談体制を充実する必要があります。

市は、これまで担当課や社会福祉協議会及び県から委嘱される相談員が、障がいのある人とその家族への相談窓口として機能してきました。

今後も、相談窓口の充実を図るとともに、庁内の様々な相談窓口や関連機関と連携し、障がいのある人や家族が安心して気軽に相談できる体制を確立していきます。

また、現代社会においては、適切な情報の入手は社会で活動していくための重要な条件となっていますが、障がいのある人は、情報の入手が困難に感じることも少なくありません。情報の入手や発信は新たな基本的人権であるとの認識に立ち、情報のバリアフリー化をすすめる必要があります。

施策の方向① 相談支援と情報提供の充実

○相談支援事業（地域生活支援事業）

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

《担当：社会福祉課》

○指定相談支援〔障害福祉サービス〕

計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる障がいのある人に対しては、サービス利用計画の作成などの支援を行います。

《担当：社会福祉課》

○障害者相談員

障がい者福祉に熱意のある民間の協力者が相談員になり、障がい者またはその家族からのいろいろな相談に応じ、相談支援事業所等と連絡をとりながら、必要な指導を行っていきます。

《担当：社会福祉課》

○各相談窓口の充実

相談窓口において、障がいの特性に応じた適切な対応をめざし、職員の資質の向上に努めるとともに、関係窓口相互の連携を強化します。

《担当：社会福祉課》

○相談機関のネットワークの強化

障害者地域自立支援協議会を通じて、保健・医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス提供事業者やNPO等との相談支援のネットワーク化を図り、専門的な支援体制を強化します。

《担当:社会福祉課》

基本目標 4 雇用と就労支援の充実

(1) 雇用・就労の促進

【現状と課題及び今後の方向性】

障がいのある人の就労については、雇用の場が限られていること、障がい者理解に基づく適切な就労支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向や能力があっても、まだまだ実際には就労に結びついていないのが現状です。

これらの問題を解決するため、「障害者自立支援法」においては、障がいのある人の就労への抜本的強化が行われています。

障がいのある人が働く場合、就労訓練にとどまらず、就労先の開拓やあつせん、職場研修、就労支援、さらには生活全般への支援といったものが密接に関連していることが必要です。

今後は、事業主をはじめとする市民に対して幅広く障がい者雇用についての理解を求め、障がいのある人にとって働きやすい環境の整備に努めます。また、就労移行支援事業者などの関連団体と連携し、職業訓練・相談機能の強化、生活支援と一体となった支援施策の充実に努めていきます。

なお、公的分野においては、法定雇用率の遵守はもちろんのこと、就労意欲を持つ人の意欲と適性に応じた多様な就労形態を検討するなど、雇用拡大へ率先して取り組んでいく必要があります。働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった働く場の確保と就労支援の充実に努めていきます。

施策の方向① 就労支援機能の整備充実

○雇用・就労相談の充実

水戸公共職業安定所と連携して、雇用の促進に努め、職場環境や労働条件の向上等について相談できる体制づくりを進めます。

《担当：社会福祉課、水戸公共職業安定所》

○「就労支援ネットワーク（笠間地区障害者雇用連絡会議）」の促進

障がいのある人の安定した職業生活・社会生活の維持を目的とした「就労支援ネットワーク（笠間地区障害者雇用連絡会議）」を通じ、就職に関する情報等の就労支援を促進します。

《担当：水戸公共職業安定所（笠間地区障害者雇用連絡会議）》

施策の方向② 雇用の場の拡大

○事業主への雇用の啓発

市内の事業主に対し、「笠間市がんばる企業応援連絡会」等を通じて、障がい者雇用に関わる各種制度の活用や雇用事例の紹介などを行い、雇用促進を働きかけていきます。

《担当:社会福祉課》

○市職員への雇用の促進

市職員の採用については、法定雇用率を基準とし、その能力と適性をもとにした積極的な雇用に努めます。

《担当:秘書課》

施策の方向③ 就労支援事業の充実

○就労移行支援〔障害福祉サービス〕

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

《担当:社会福祉課》

○就労継続支援（A型・B型）〔障害福祉サービス〕

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

《担当:社会福祉課》

基本目標5 とともに学びともに育つ地域づくり

(1) 障がい児の保育・教育の充実

【現状と課題及び今後の方向性】

子どもが将来、社会的に自立できるように支援していくために教育は重要な役割を果たしています。特に、障がいのある子どもや家族にとっては、一人ひとりの個性や能力を育むために、継続的に幅広く支援していく必要があります。

障がいのある子どもへの教育は、これまで障がいの程度・種類に応じた特別支援学校・特別支援学級を中心に指導体制を整えていくものでした。しかし今後は、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症など発達障がいの問題を抱える児童を含めて、障がいのある子どもも地域の通常の学級で学習することを前提にしたうえで、必要に応じて個々の障がいにあった特別な支援を行う学習の場を提供していくことが求められています。

そこで、障がいのある人もない人も、ともに地域の中で学び、育つことで、幼い頃からノーマライゼーションの理念を自然に身に付けていくことができるよう、関係機関との連携を強化し、教育の場及び地域活動の場における支援の充実に努めていきます。

施策の方向① 保育・教育支援の充実

○障がい児通園施設運営事業

障がい児通園の処遇改善を目的に、障がい児通園施設の運営補助事業の推進を図ります。

《担当：社会福祉課》

○障がい児保育事業の実施

保育所の健常児との統合保育で、個々の障がい乳幼児の状況や発達の特性に応じて、障がい児の生活や経験を充実させ、成長・発達を可能な限り高めるための事業を実施します。また、スムーズに就学できるよう、家庭児童相談員や保健師、教育委員会指導室等と連携をさらに強化します。

《担当：子ども福祉課》

○ことば・こころの教室

発育に支援が必要な3～5歳児を対象に、小集団・個別指導を実施します。

《担当：学務課》

施策の方向② 特別支援教育の推進

○特別支援学級の充実

障がいのある児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活上や学習上の困難を改善したり克服したりするために必要な支援を行います。

《担当:学務課》

○教育相談・進路指導の充実

一人ひとりの能力や適性等に応じた教育ができるよう、早期からの教育相談体制(就学前)の整備を図り、適正な就学指導に努めます。

《担当:学務課》

施策の方向③ 放課後対策等の充実

○放課後児童健全育成の充実

放課後児童クラブにおいて、「笠間市放課後児童クラブ障害児受入れ実施に関する要綱」に基づき、障がいのある児童にも対応します。また、放課後を安全に過ごせる環境の整備と指導員の資質向上に取り組めます。

《担当:子ども福祉課》

○特別支援学校の放課後対策の充実

特別支援学校に通う児童の放課後や夏休み・冬休みなど長期休業中における保育について、「笠間市放課後児童クラブ障害児受入れ実施に関する要綱」に基づき、対応します。

《担当:子ども福祉課》

施策の方向④ 地域交流の促進

○地域での交流の推進

「ふれあいスポーツの集い」の開催により障がい者及び保育所児、入所者(障がい者施設)等がひとつの会場で競技をし、地域交流の促進を図ります。また、市内施設の交流事業などもサポートし促進していきます。

《担当:社会福祉課》

○福祉教育・交流教育の推進

小・中学校の学区内において、特別支援学校の交流を図ります。

《担当:学務課》

(2) スポーツ・文化活動への参加促進

【現状と課題及び今後の方向性】

一人ひとりの生活の質を向上させるうえで、スポーツ活動や文化活動は重要な役割を果たしています。

現在、障がいのある人も参加できる各種の事業が実施されていますが、障がいのある人もない人も一緒にスポーツ活動や文化・芸術活動などに参加したり、障がいのある仲間とともに楽しむ機会は十分とはいえません。特に、スポーツやレクリエーション活動に際しては、一人ひとりの健康状態や体力、障がいの程度にあったプログラムや専門的な指導者の確保が必要となっています。

今後は、障がいの程度に関わらず、障がいのある人もない人も、気軽に活動に参加できるような環境づくりの推進に努めます。

施策の方向① スポーツ・文化活動の促進

○スポーツ大会事業

県のスポーツ大会や障がい者運動会(ふれあいスポーツの集い)を通じ、障がい者の体力増強、交流、余暇活動等の普及を図ります。

《担当:社会福祉課》

○障がい者参加の文化活動

県の文化活動及び障がい者作品展(ふれあい作品展)や音楽祭(みんなの音楽祭)など障がい者が参加して楽しめる活動を推進します。

《担当:社会福祉課》

基本目標6 安心と安全のまちづくり

(1) バリアフリーの推進

【現状と課題及び今後の方向性】

障がいのある人が安心して暮らせるまちとは、すべての人が暮らしやすいまちです。

市ではこれまでも「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、庁舎の整備、歩道の段差解消や誘導ブロックの整備、放置自転車等の撤去など、生活空間の改善を推進してきました。しかし、バリアフリーの観点から市内にある建築物、道路、公園等を見た場合、まだまだ十分とはいえないのが現状です。

今後も「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリーのまちづくりを計画的に進めていけるよう、関係部署への働きかけや連携を強化していきます。

施策の方向① バリアフリーの推進

○人にやさしいまちづくりの啓発

障がいのある人をはじめとして、すべての人にやさしいまちづくりを進めるために、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」や「身体障害者補助犬法」などを広く市民に啓発していきます。

《担当：社会福祉課》

○バリアフリーのまちづくり

「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、住宅、生活環境、交通環境の整備など、福祉のまちづくりを計画的に推進します。

《担当：都市計画課》

○公共施設・避難所のバリアフリー化

各公共施設において、バリアフリー化を計画的に推進していきます。

また、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、障がい者に配慮した防災基盤整備を促進していきます。

《担当：総務課、都市計画課》

○情報バリアフリーへの対応

障がいのある人が容易に情報を発信し、またアクセスできるよう障がいの特性に応じ配慮された情報通信機器などによる情報の提供について検討します。

《担当：社会福祉課》

(2) 安心なくらしの確保

【現状と課題及び今後の方向性】

障がいのある人は、障がいの特性に応じて緊急時や災害時に対する様々な不安を抱えています。特に、ひとりでは避難できないことを始め、意志の疎通の問題や避難所での生活への不安が多くあげられており、いざという時に迅速な対応が行えるよう、緊急時のマニュアルづくりや地域での避難体制づくりを検討していく必要があります。

特に、緊急時と避難先における専門的な対応のためには、消防や近隣医療機関と連携し十分な体制を確保しておく必要があります。また、安否確認や避難の手助けに関しては、障がいのある人の所在を事前に把握しておくことや、地域の自主防災組織との協働体制を確認しておくことは、いざという時の安心の確保のための重要な要素となります。

市では、今回の震災で経験したことに基づいて、今後「笠間市地域防災計画」を見直し、具体的な実情に即した計画づくりに努めるとともに、災害時に支援が必要な人への十分な対応と、防災対策の推進について、関係部署への働きかけや連携を強化していきます。

施策の方向① 防犯・防災対策の推進

○防災知識の普及・啓発

社会福祉施設等の管理者に対し、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解が得られるよう、定期的な防災教育の実施を促進します。

また、災害時における的確な対応能力を高めるため、障がいのある人の防災行動マニュアルの策定など、障がいのある人に十分配慮した、きめ細かい防災に関する知識の普及・啓発を図ります。

《担当：総務課・社会福祉課》

○緊急通報体制の充実

緊急時や災害時における高齢者及び障がい者等の安全確保を図るため、ボタンを押すことにより速やかに救助体制を確保することができる緊急通報システム等を活用し緊急通報体制の充実を図ります。

《担当：高齢福祉課・消防本部》

○避難先の体制整備

民生委員・児童委員、市民団体、ボランティア団体等の協力を得て、介護を要する障がいのある人の所在及び状況把握に努め、医師、ホームヘルパー、保健師等による、住宅、避難所等で巡回による介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施します。

《担当：総務課・社会福祉課・健康増進課》

○防災訓練の実施

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要であり、関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施します。

災害時の障がいのある人の安全を確保するため、障がいのある人の訓練への参加を積極的に推進します。特に、自主防災組織による障がいのある人の把握を前提とした避難等の訓練を行います。

また、災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導します。

《担当:総務課・各消防署》

○災害時のオストメイト対策の充実（新規）

災害時に備え、市役所で個人専用のストマ装具を保管し、緊急時の避難所等での対応が出来るようにするなどオストメイト対策の充実を図ります。

《担当:社会福祉課》

笠間市障害福祉計画

第1章 第3期障害福祉計画

第 1 章 第 3 期障害福祉計画

1. 計画の基本方針

「笠間市第 2 期障害福祉計画」は、「笠間市第 1 期障害福祉計画」の考え方(障害者自立支援法に基づき、障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう「地域移行」「就労支援・所得保障」「暮らしの支援」を行う)やサービスの数値目標の達成度を踏まえ、基本方針や平成 23 年度の数値目標を設定しました。

「笠間市第 3 期障害福祉計画」では、第 2 期計画の基本方針を踏襲し、また障害者計画の基本理念や基本目標との調和に配慮しつつ、以下の 3 つの基本方針を掲げ、その実現を目指します。

1 自立生活支援の環境整備

市内の社会福祉法人、医療法人、企業・組合、NPO、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、障がいのある方が住み慣れた地域で、自立した生活ができるよう、地域ぐるみでの環境整備の充実を図ります。

2 自己選択できる充実したサービスの提供

一人ひとりの障がいにあったサービスを自己選択できるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

3 地域生活移行への推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

2. 地域生活移行と就労支援の数値目標

地域生活移行と就労支援については、第3期障害福祉計画の計画終了年度である平成26年度に向けて以下の数値目標を掲げ、その達成をめざした施策誘導を図ります。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

「施設入所者の地域生活への移行」については、国は、「平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減すること」と、「平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が、平成26年度末に地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本市でも、第2期計画で立てた計画を踏襲しながら、第3期計画においては、入所者数の削減目標を18人、入所から地域生活に移行する人数の目標を20人と設定します。

項目	人数	備考
平成17年10月1日時点の施設入所者数(A)	126人	平成17年10月実績
平成26年度末時点の施設入所者数(B)	108人	平成26年度末時点の目標人数
入所者数の削減目標人数(C)	18人	(A)－(B)の人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き(国の目標は1割以上)
入所から地域生活へ移行する目標人数(D)	20人	平成17年10月1日時点の施設入所者のうち、グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数(国の目標は3割以上)

注) (C)については、平成26年度末までの入所者の自然減と新規入所した人数を差し引きした減少数

注) (D)については、施設入所者が施設を退所して地域生活(グループホーム等)へ移行する人数

《目標の達成に向けて》

障がい者が地域で安心した暮らしを営んでいくうえで、在宅生活を支える各種サービスの充実が欠かせません。本人の意向を尊重し、障がいの状態や生活状況を十分把握しながら、安心して暮らしていくことができる生活の場を確保していく必要があります。

本市では、居宅介護サービス、グループホーム、ケアホーム、相談支援といった地域生活を支えるサービスの充実を図り、障がい者のニーズに沿った障害福祉サービスを確保するため、民間事業所との連携を図り、協力をしながら適正な供給量の確保体制を整えていきます。

また、サービス事業者にはサービスの質の維持・向上への継続的な取り組みを求めるとともに、市においてもサービス事業者への適切な指導、利用者に対するサービス内容の正しい理解を深める取り組みを進めます。さらに、地域移行においては、近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組めます。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

「入院中の精神障がい者の地域生活移行」について、国は第2期障害福祉計画の段階では「平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値(平成14年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村及び都道府県が定める数)」を設定することとしていましたが、この目標値は抽象的であり客観性に欠けるということから、第3期障害福祉計画では「退院可能精神障害者数の減少」の目標値は定めないこととなりました。

しかし、「社会的入院」の解消を促進していく必要があることから、精神科病院からの退院、地域移行を促進するため、退院に関する要素を具体化、精緻化した着眼点が設定されました。

この着眼点は都道府県を対象としたもので、2つあります。1つ目は1年未満入院者の平均退院率に関するもので、「平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月30日調査時点の割合比で7%増加させる」ことが指標とされています。2つ目は5年以上かつ65歳以上の退院者数に関するもので、「平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を直近の状況よりも20%増加させる」ことが指標とされています。

《目標の達成に向けて》

上記の着眼点は都道府県に対するものとなっていますが、本市においても茨城県の掲げる目標に向けて、前回計画に引き続き、日中活動の場となる通所施設等について、関連機関や団体、周辺市町と連携をとりながら、既存の事業や施設の活用方法などを検討し、地域の受け皿づくりを支援、推進していきます。

また、地域における精神保健福祉の推進には、住民一人ひとりの正しい理解が不可欠です。

精神障害に対する住民の理解を深めるため、地域の専門病院との連携を強化し、アドバイスを得ながら啓発に取り組めます。

さらに、共生社会の理念の普及や地域におけるボランティアなどの支えあい活動の推進に努めていきます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国は就労移行支援事業等を通じて、「福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「平成 26 年度末時点には平成 17 年度の移行実績の 4 倍以上になること」を目標として設定しています。本市では、平成 26 年度において、「福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する人数」を、4 人と設定します。

また、国では、「平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用すること」を目標として設定しています。本市では、計画当初時点の福祉施設利用者 126 人のうち、25 人(20%)が就労移行支援事業に移行すると設定します。

さらに、「平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援 A 型事業を利用すること」を目標として設定しています。本市では、平成 26 年度時点の就労継続支援事業の利用者を 99 人と設定し、「就労継続支援事業の利用者のうち、A 型事業を利用する割合」は 40% (40 人)と見込みました。

項目	人数／割合	備考
平成 17 年度の一般就労移行者数	0 人	
平成 26 年度末時点の一般就労移行者数	4 人	平成 26 年度末時点の目標人数 (国の目標は平成 17 年度の 4 倍以上)
平成 26 年度末時点の福祉施設利用者の就労移行支援事業利用者の割合	20%	平成 26 年度末時点の目標割合 (国の目標は 2 割以上)
平成 26 年度末時点の就労移行支援事業利用者のうち、A 型(雇用型)の利用割合	40%	平成 26 年度末時点の目標割合 (国の目標は 3 割)

《目標の達成に向けて》

障がい者が主体的で豊かな生活を送るためには、就労を通じて精神的、経済的に自立することが重要です。今後とも「就労支援ネットワーク(笠間地区障害者雇用連絡協議会)」を中心とした関係機関の連携を強化し、障がい者の雇用拡大と就労環境の向上に取り組みます。

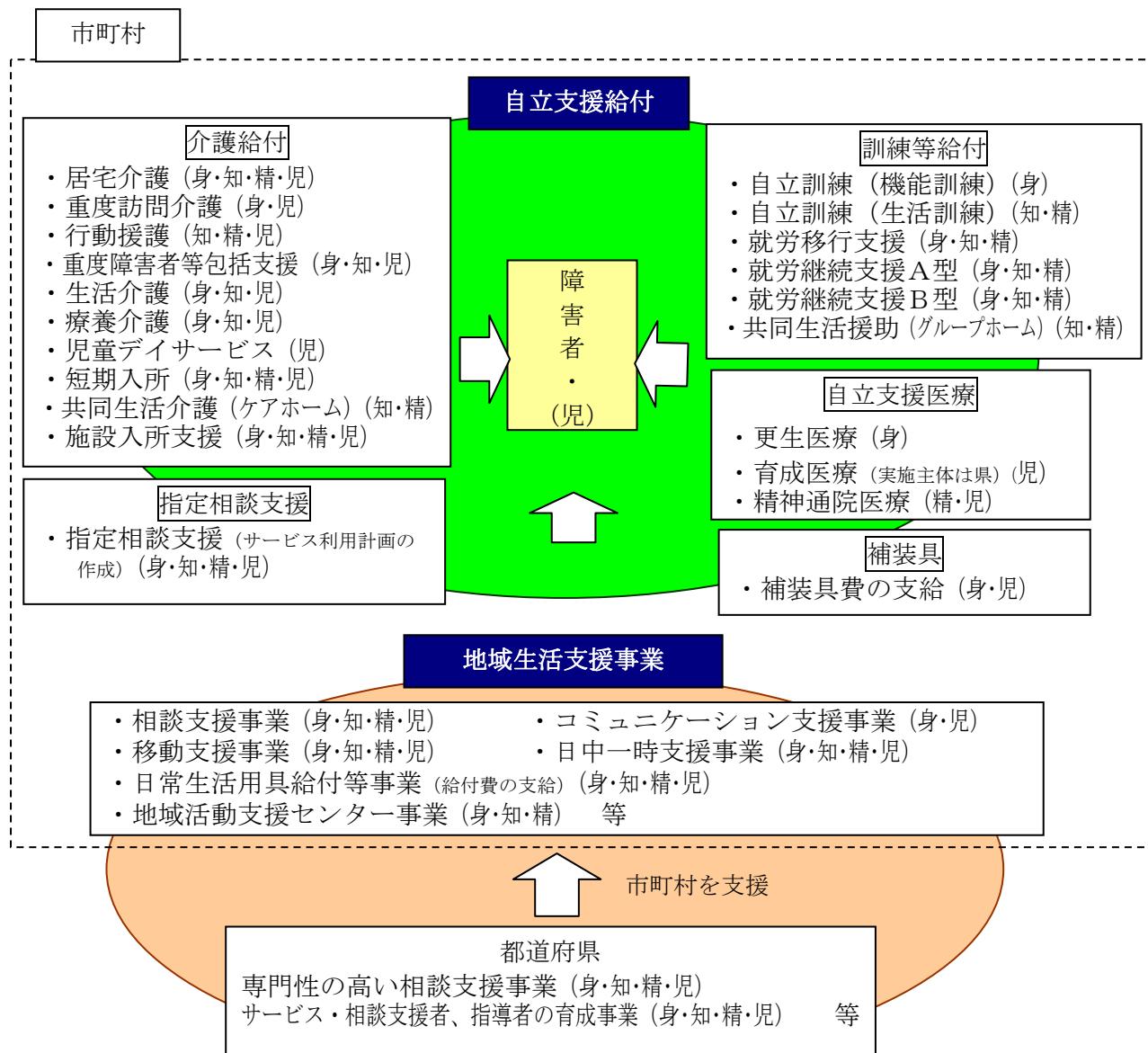
また、民間企業の障がい者雇用を支援する各種事業や制度を有効に活用して、障がい者の能力が発揮できるようにサポートしていきます。

「就労移行支援事業」および「就労継続支援事業 A 型・B 型」の実施により、利用者の選択の幅が広がる一方で、事業者によっては制度改革に伴い運営に影響が出てくる場合もあることから、安定的な施設運営に向けた支援に取り組みます。

3. サービス量の見込みと提供体制の確保

(1) 障害福祉計画のサービスメニュー

「障害者自立支援法」に基づき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を実施します。



※()は想定されている主な対象者。(身)は身体障がい者、(知)は知的障がい者、(精)は精神障がい者、(児)は障がい児を表す。記載のない方で該当するケースもありうる。

(2) 訪問系サービス

サービス名称	利用要件	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	障害程度区分が区分 1 以上(障がい児の場合はこれに相当する心身の状態)である方。 ただし、通院介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合は、下記のいずれにも該当する方。 (1)区分 2 以上に該当していること。 (2)障害程度区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 ・「歩行」:「3 できない」 ・「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」: 「2 見守り等」、「3 一部介助」 又は「4 全介助」	ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、障がいがある方の自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がいがある方。 具体的には、障害程度区分が区分 4 以上で、下記のいずれにも該当する方。 (1)二肢以上に麻痺等がある方。 (2)障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている方。	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方等。 具体的には障害程度区分に関わりなく、「同行援護アセスメント票」において下記のいずれにも該当する方。 (1)「視力障害」「視野障害」「夜盲等」いずれかが 1 点以上。 (2)「移動障害」が 1 点以上。	視覚に障がいがあり、移動に著しい困難がある方に、移動時およびそれに伴う外出先において、視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)や移動の援護、排泄・食事等の介護などの援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方等で、常時介護を要する方。 具体的には、障害程度区分が区分 3 以上で、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11 項目)等の合計点数が 8 点以上(障がい児でこれに相当する心身の状態)であること。	障がいがある方等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がいがある方等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方。 具体的には、障害程度区分が区分 6(障がい児にあっては区分 6 に相当する心身の状態)に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有する方で重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がいがある方のうち、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11 項目)等の合計点数が 15 点以上である方。	介護の必要性がとて高い重度の障がいがある方等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援(通所によるものに限る)を包括的に提供します。

《事業量の見込み》

「居宅介護」は利用実人数、延利用時間ともに毎年増加の傾向にあり、今後も増加していくものと思われます。「行動援護」については、利用はありますが人数が少ないのが現状です。今後は発達障がいなどの対象者の増加が予測されます。

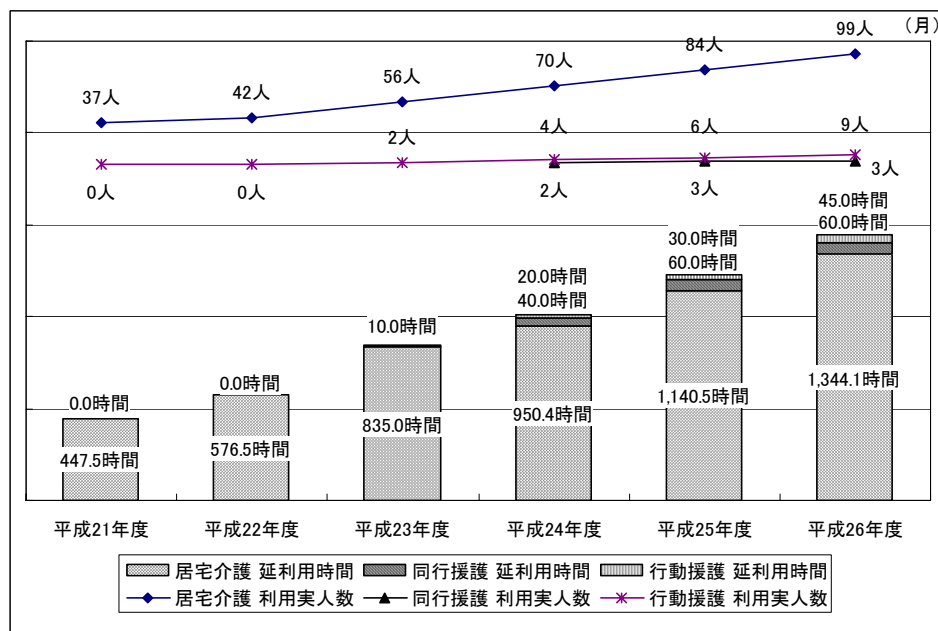
「重度訪問介護」と「重度障害者等包括支援」については対象者が存在しないため、現状での提供予定はありません。

■事業量見込み

(人／月、時間／月)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	利用実人数	37	42	56	70	84	99
	延利用時間	447.5	576.5	835.0	950.4	1,140.5	1,344.1
重 度 訪 問 介護	利用実人数	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用実人数				2	3	3
	延利用時間				40	60	60
行動援護	利用実人数	0	0	2	4	6	9
	延利用時間	0	0	10	20	30	45
重度障害者 等包括支援	利用実人数	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	0	0	0	0	0	0

※実績値および見込み値は、各年度10月時点の1ヶ月分



《今後の課題と提供体制の確保》

「居宅介護」の利用者は年々増加しており、今後も増加していくものと考えられます。そのため、市内だけでなく市外の事業所なども利用し、利用者の増加への対応を図ります。また、「行動援護」についても、対象者の増加に対し、柔軟に対応できるよう図っていきます。

(3) 日中活動系サービス

①日中活動系サービス【介護給付】

サービス名称	利用要件	サービス内容
短期入所 (ショートステイ)	障害程度区分が区分 1 以上である障がい者、または障がい児の障害程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障がいのある児童。	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障がいがある方等が、当該施設に短期間の入所をして、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を受けます。
児童デイサービス	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。	障がいのある児童が知的障がい児施設、肢体不自由児施設その他の施設等に通い、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を受けます。

《事業量の見込み》

「短期入所」は平成 23 年度に利用がやや増加しました。入所待ちのための短期入所の利用もあり、今後も継続的に利用されていくものと考えられるため、引き続きやや増加する傾向を見込んでいます。

「児童デイサービス」については、利用実人数および延利用人数にそれほど大きな増減はありません。夏休みなどの長期休暇や放課後の利用希望が多くありますが、サービスを提供している事業所が限られているのが現状です。

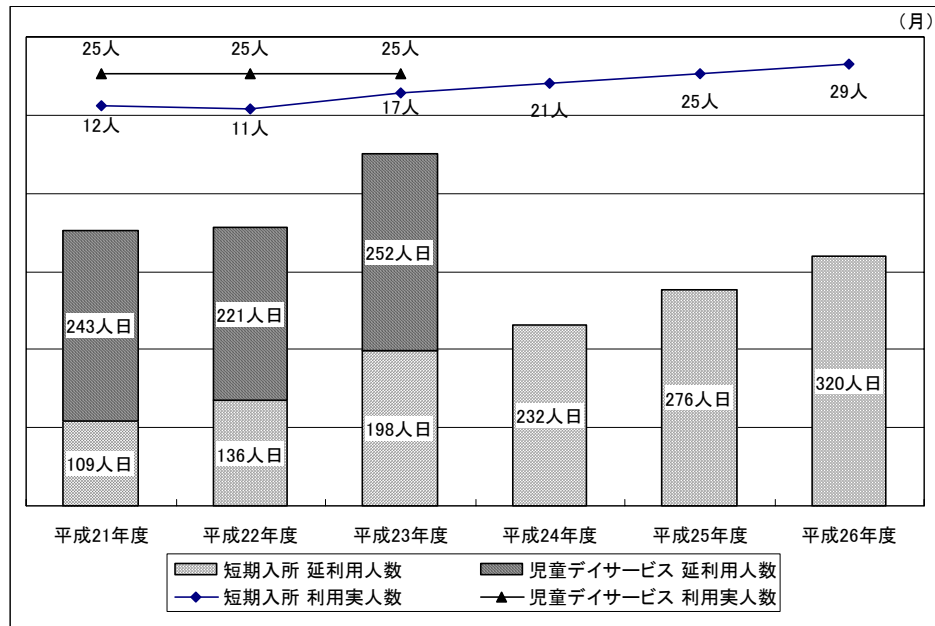
また、「児童デイサービス」は障害者自立支援法の改正の伴い、平成 24 年 4 月より児童福祉法のもと“障害児通所支援”として実施されることになるため、事業量の見込みはありません。

■事業量見込み

(人／月、人日／月)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	利用実人数	12	11	17	21	25	29
	延利用人数	109	136	198	232	276	320
児童デイサービス	利用実人数	25	25	25			
	延利用人数	243	221	252			

※実績値および見込み値は、各年度 10 月時点の 1 ヶ月分



《今後の課題と提供体制の確保》

「短期入所」については、介護などにより保護者等へ常に負担がかかっている場合も多く、そういった負担の軽減に繋がるよう、利用を周知するための相談を実施し利用促進を図っていきます。

「児童デイサービス」については、利用のニーズは多くありますが、サービスを提供している事業所の数が少ないため希望通りには利用できない状況となっています。また、利用する際に、保護者の送迎が必要な事業所が多いため、利用が困難という状況もあり、これらの状況に対応していくことが課題となっています。（平成24年4月以降は児童福祉法のもと実施予定）

なお、平成24年4月以降の障がい児支援については、障害者自立支援法において実施されていた「児童デイサービス」および児童福祉法において設置されていた各種通園施設等をまとめ、新しく児童福祉法において「児童通所支援」として実施することとなります。

その中において、地域の中核的な療育支援施設として「児童発達支援センター」の設置、身近な療育の場として「児童発達支援事業」の実施、また、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」や通学中の障がい児の放課後や長期休暇中の生活能力向上のための訓練継続を担う「放課後等デイサービス」などの事業を提供していく予定です。

サービス名称	利用要件	サービス内容
生活介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他必要な援助を要する障がいがある方。 具体的には、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に該当する方のことを指します。 (1)障害程度区分が区分3以上(障がい者支援施設に入所する場合は区分4以上)である方。 (2)年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2以上(障がい者支援施設に入所する場合は区分3以上)である方。	常時介護を必要とする人に、障がい者支援施設等において、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
療養介護	機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他の必要な医療を要する障がいがある方。 具体的には、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいを持つ次に該当する方のことを指します。 (1)筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害程度区分が区分6の方。 (2)筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいを持つ方で、障害程度区分が区分5以上の方。	医療と常時介護を必要とする人に、主に昼間に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

《事業量の見込み》

「生活介護」については年々増加の傾向にあり、引き続き利用希望者は増加すると予想されます。また、通所による生活介護が増加していることもあり、今後もサービス全体を見た場合の大きな部分を占めると考えられます。

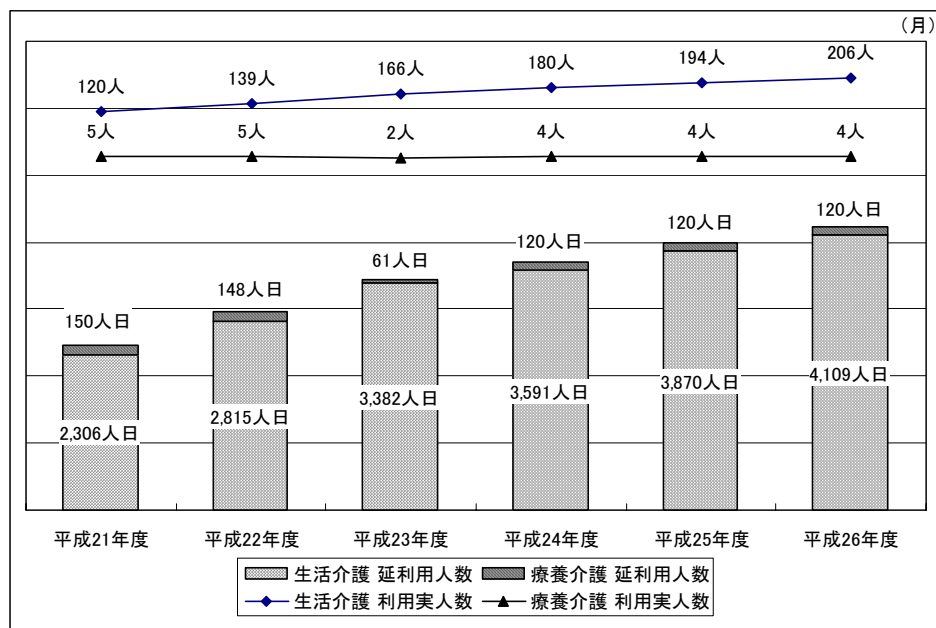
「療養介護」については、該当する方がある程度限定されているサービスであり、サービスを提供している施設もそれほど多くないため、利用者はそれほど増加しないものと見込んでいます。

■事業量見込み

(人／月、人日／月)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	利用実人数	120	139	166	180	194	206
	延利用人数	2,306	2,815	3,382	3,591	3,870	4,109
療養介護	利用実人数	5	5	2	4	4	4
	延利用人数	150	148	61	120	120	120

※実績値および見込み値は、各年度10月時点の1ヶ月分



《今後の課題と提供体制の確保》

「生活介護」は障がい者の日中活動の中心的服务に位置づけられるため、今後も利用者の増加が見込まれます。十分なサービス提供体制を確保するため、サービス提供事業所の増加を目指していきます。

「療養介護」については、利用者がある程度限定されていることから、現状のサービス提供量を維持していきます。

②日中活動系サービス【訓練等給付】

サービス名称	対象者	サービス内容
機能訓練	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体に障がいを持つ方。 具体的には、次に該当するような方。 (1)入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方。 (2)盲・ろう・養護学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方。	身体障害を有する方が障がい者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通所して、又は障がいがある方の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
生活訓練	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害や精神障害を持つ方。 具体的には、次に該当するような方。 (1)入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方。 (2)養護学校を卒業した方や、継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方。	知的障害又は精神障害を有する障がいのある方が障がい者支援施設もしくはサービス事業所に通所して、又は障がいがある方の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

《事業量の見込み》

「機能訓練」は、サービスを提供する事業所の数が限られているため該当する方も限定されており、利用者はわずかとなっています。今後も大幅な増加はないものと考えられます。

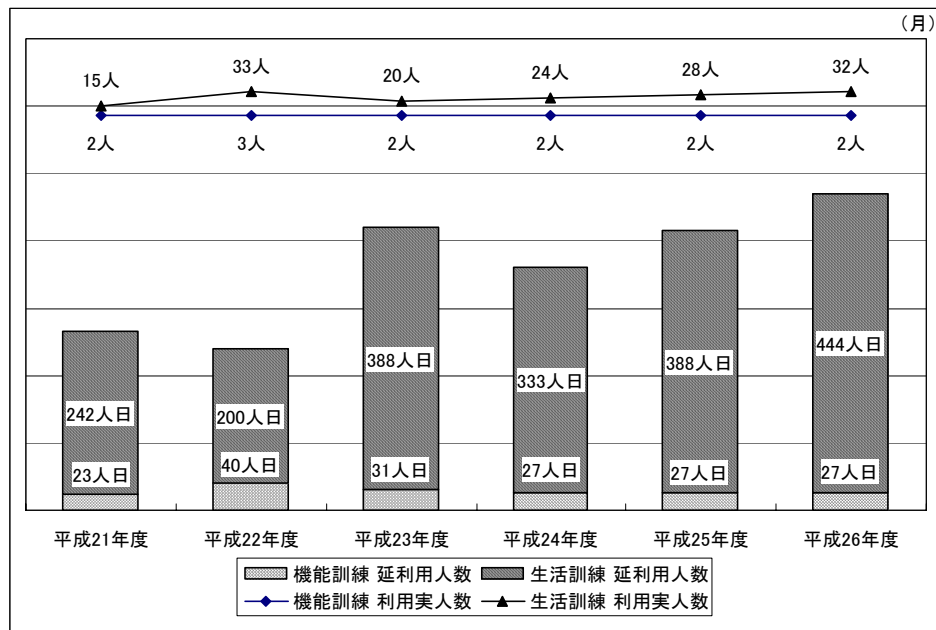
「生活訓練」については、利用実人数は20～30人程度で推移していますが、延利用人数は増加しています。今後の利用はゆるやかに増加していくものと見込んでいます。

■事業量見込み

(人／月、人日／月)

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
機能訓練	利用実人数	2	3	2	2	2	2
	延利用人数	23	40	31	27	27	27
生活訓練	利用実人数	15	33	20	24	28	32
	延利用人数	242	200	388	333	388	444

※実績値および見込み値は、各年度10月時点の1ヶ月分



《今後の課題と提供体制の確保》

「機能訓練」はサービスを提供する事業所数が限られているため、サービスの該当者が限定されてしまっています。そのため、サービスを提供する事業所の増加を目指していきます。

また、「機能訓練」「生活訓練」ともに、訓練期間が決められてしまっているため、その期間内に訓練が完了しない方も多くいます。そのため、訓練期間終了後に別のサービスを利用する方が少なくないというのが現状の課題となっています。今後は、県を通じて国等へ要望を伝えるなど、訓練期間の改善を働きかけていきます。

③就労移行支援・就労継続支援【訓練等給付】

自立支援給付による「就労訓練・福祉的就労サービス」として、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」があります。

「就労移行支援」、「就労継続支援A型」は、雇用契約に基づくサービスで、「就労継続支援B型」は雇用契約に基づかないサービスです。

また、「就労移行支援」は終期を 24 か月以内と設定し、終了後の一般就労に向けた支援をより強化したサービスです。

サービス名称	対象者	サービス内容
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいを持つ方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。 具体的には、次に該当するような方。 (1) 就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の方。 (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより、就労を希望する方。	一般就労への移行に向けて、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援A型 (雇用型)	企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づいて、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方(利用開始時 65 歳未満の方)。 具体的には、次に該当するような方。 (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方。 (2) 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方。 (3) 企業等を離職した者等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方。	雇用契約に基づく就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援B型 (非雇用型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない方や、一定年齢に達している方などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。 具体的には、次に該当するような方。 (1) 就労経験がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方。 (2) 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定での利用を含む)した結果、B 型の利用が適当と判断された方。 (3) 上記に該当しない方で、50 歳に達している方又は障害基礎年金 1 級受給者。	通所により生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《事業量の見込み》

「就労移行支援」は、利用実人数は年々減少していますが、延利用人数はわずかに増加しています。今後は就労移行を促進するという観点から、わずかに増加していく見込んでいます。

「就労継続支援A型」の利用実人数については、あまり大きな増減はありません。市内にA型事業所があり、潜在的な利用者は多いと考えられ、今後はわずかに増加していくものと考えられます。

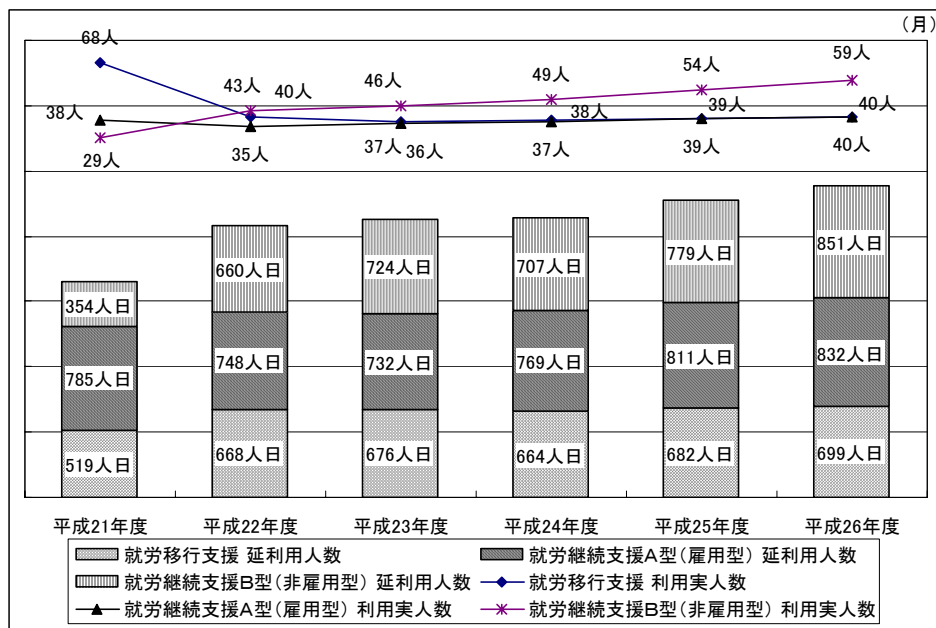
「就労継続支援B型」は事業所が増加してきており、利用実人数も少しずつですが増加しています。今後も引き続き増加するものと見込んでいます。

■事業量見込み

(人／月、人日／月)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	利用実人数	68	40	37	38	39	40
	延利用人数	519	668	676	664	682	699
就労継続支援A型 (雇用型)	利用実人数	38	35	36	37	39	40
	延利用人数	785	748	732	769	811	832
就労継続支援B型 (非雇用型)	利用実人数	29	43	46	49	54	59
	延利用人数	354	660	724	707	779	851

※実績値および見込み値は、各年度10月時点の1ヶ月分



《今後の課題と提供体制の確保》

「就労移行支援」から一般就労できた方があまりいないというのが現状となっており、事業所によっては、「就労継続支援B型」への繋ぎのように考えているところもあります。また、「就労継続支援B型」は一般就労が困難な方々の日中活動の場となっていますが、収入が得られないため、年金未請求者にとって生活は困難であるといえます。

「就労移行支援」や「就労継続支援B型」は、「就労継続支援A型」へ移行していくことが望ましく、移行を助ける施策の充実が必要となります。具体的には、障がいのある方の就労先をできるだけ多く確保するために、事業所や県、ハローワークなどと連携しながら、企業の受入体制の整備等に努めます。

(4) 居住系サービス

知的障がい者や精神障がい者が、就労や日中活動を行いながら、共同で生活する場として、訓練等給付の「共同生活援助(グループホーム)」と、介護給付の「共同生活介護(ケアホーム)」があります。「共同生活介護(ケアホーム)」は障害程度区分2以上の介護が必要な方が利用します。

①共同生活介護(ケアホーム)【介護給付】・共同生活援助(グループホーム)【訓練等給付】

サービス名称	対象者	サービス内容
共同生活介護 (ケアホーム)	地域において、自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする方で、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障害程度が区分2で障がいのある方。	共同生活を行う住居に入居している障がいがある方に、主に夜間に共同生活を行う住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	介護を必要とせず、就労しているかもしくは自立訓練、就労移行支援等を利用している方。	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいがある方に、主に夜間に共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

《事業量の見込み》

「共同生活介護」は年々利用者数が増加していますが、「共同生活援助」は利用者数に大きな変化はありません。

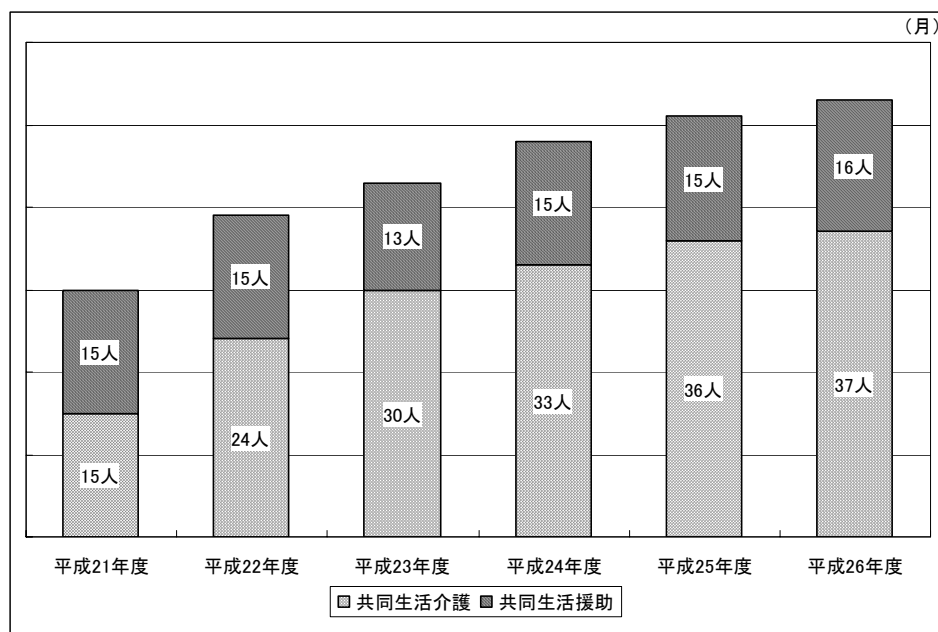
「共同生活介護」、「共同生活援助」とともに、保護者の高齢化に伴い、障がい者が安心して生活できる場として、利用の希望が増えています。また、入所施設の新設がないため、施設に入所できない方で、ある程度自立している方の利用希望も増加していることから、今後は利用者が増加することが考えられます。

■事業量見込み

(人/月)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
共同生活介護	15	24	30	33	36	37
共同生活援助	15	15	13	15	15	16

※実績値および見込み値は、各年度10月時点の1ヶ月分



《今後の課題と提供体制の確保》

「共同生活介護」、「共同生活援助」ともに、利用の際の自己負担が高額となっており、年金などの収入のない障がい者は利用することが困難であるという課題があります。

今後は施設の新設がないことや保護者の高齢化などにより利用の増加が想定されるため、既存のホームの拡充や、新規事業参入を積極的に促進し、サービス提供量の確保を図っていきます。

②施設入所支援【介護給付】

サービス名称	対象者	サービス内容
施設入所支援	生活介護を受けている方で、障害程度区分が区分4以上(50歳以上の方は区分3以上)の方。 自立訓練又は就労移行支援を受けている方で、入所しながら訓練等を受けることが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方。	主に夜間に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

《事業量の見込み》

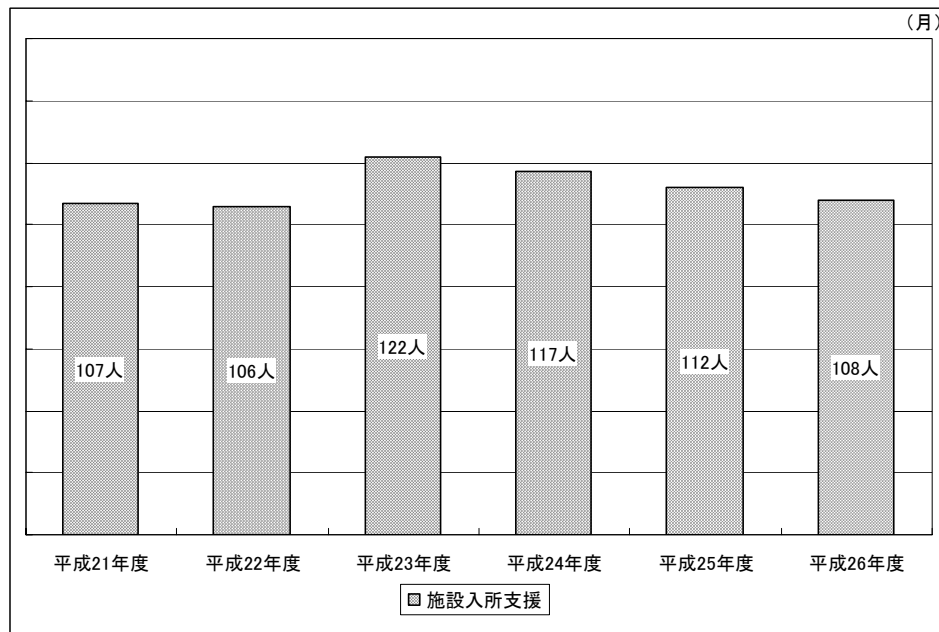
利用希望者は年々増加していますが、施設入所者の地域生活への移行を促進するという観点から、今後は徐々に減少するものと見込んでいます。

■事業量見込み

(人／月)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	107	106	122	117	112	108

※実績値および見込み値は、各年度10月時点の1ヶ月分



《今後の課題と提供体制の確保》

利用希望者は年々増加しているものの、施設の増設がないため実際の施設入所者数は大きな変化がないと思われます。国の方針では、入所施設から地域生活への移行が目標として掲げられていますが、現実には施設に入所していた方が、地域で自立した生活を送ることは極めて困難だと言えます。また、入所施設の増設が行われないことから、何年も順番を待っている人がいるのが現状となっています。

今後は居宅介護やグループホーム、ケアホーム等のサービスの充実および一般住宅を含む居住施設等の整備を図り、地域生活への移行を促進し、施設入所の待機状態の解消を目指します。

(5) 相談支援

「自ら福祉サービスの利用の調整ができない障がい者」などに対して、サービス利用計画を作成します。

障害者自立支援法の改正により、平成24年4月からは「指定相談支援」が、「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」の3種類に移行します。これにより、「計画相談支援」における一定期間ごとのモニタリングを通じ、施設入所している方の地域生活への移行に繋がっていきます。

サービス名称	対象者	サービス内容
指定相談支援	(1)入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする方。 (2)ひとり暮らしで、知的障害や精神障害があったり、極めて重い身体障害のため、自ら福祉サービスの利用に関する連絡・調整ができない方。	障がいのある人、その保護者、介護者などからの、重度障害者等包括支援の対象者にあてはまる相談やサービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画(プログラム)の作成などを行います。
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者又は障がい児。	サービスの利用前は、サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画(プログラム)の作成などを行います。 サービス利用開始後は、サービス利用状況の検証・計画の見直し(モニタリング)や事業者との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害のある方。	住居の確保や、地域での生活に移行するための障害福祉サービス事業所などへの移動の支援などを行います。
地域定着支援	居宅において、単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある方。	常に連絡が可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等に、相談・訪問などの緊急対応を行います。

《事業量の見込み》

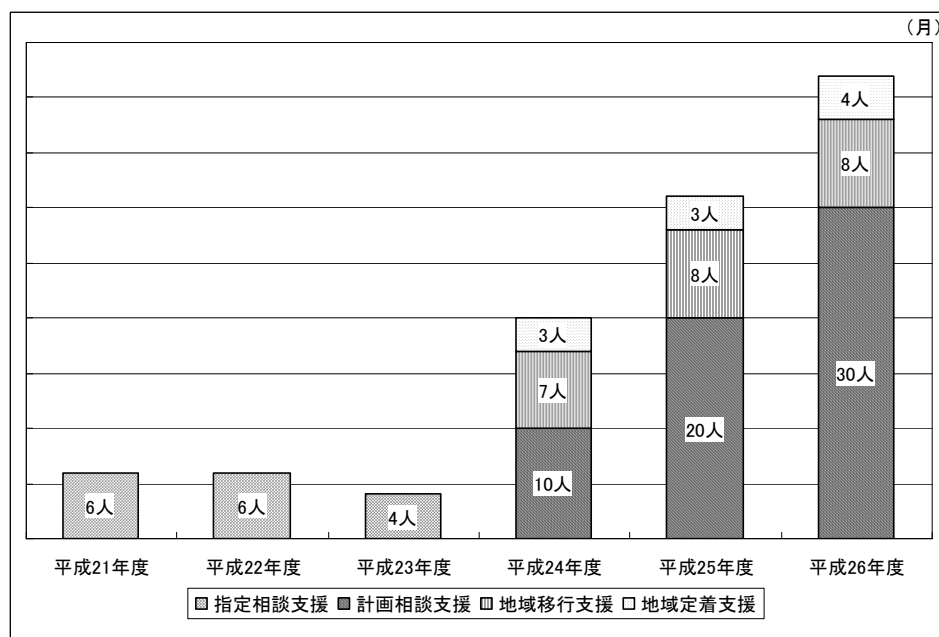
相談支援計画は、現在は家族等が対応困難なケースしか行っていないですが、今後は全ての障害福祉サービス利用者および地域相談支援の利用者が「計画相談支援」の対象者となるため、大幅に利用者増が見込まれます。

■事業量見込み

(人／年)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指定相談支援	6	6	4			
計画相談支援				10	20	30
地域移行支援				7	8	8
地域定着支援				3	3	4

※実績値および見込み値は、各年度10月時点の1ヶ月分



《今後の課題と提供体制の確保》

今後は大幅な利用者増が見込まれているため、相談支援事業所と連携をとり、相談支援の充実のための体制を整えていきます。また、支援計画についても、作成の体制などを検討していきます。

(6) 地域生活支援事業

都道府県及び市町村が地域の実情に応じて、必要と思われる事業に柔軟に取り組みます。各市町村は、「障害福祉計画」の中に地域生活支援にかかわる施策を盛り込み実施することになっています。

本市でも地域生活支援事業に係るさまざまな事業を展開しています。

①相談支援事業

障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、一人ひとりの暮らしの実態を踏まえた相談支援は不可欠です。

サービス名称	サービス内容
相談支援事業	障害者自立支援法で自立支援給付を受ける障がい者が、申請手続きや、サービス利用契約を結ぶ段階で相談業務を行います。相談支援事業者に委託し、障がい者の支援を行います。 【障害者等相談支援事業】 (1) 情報提供及び相談等の福祉サービスの利用支援 (2) 各種支援施策等の社会資源を活用するための支援 (3) 社会生活力を高めるための支援 (4) ピアカウンセリング (5) 権利擁護のために必要な支援 (6) 成年後見人制度に関する利用支援 (7) 専門機関の紹介 (8) その他必要な業務 【相談支援機能強化事業】 (1) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応 (2) 障害者地域自立支援協議会の構成員に対する相談支援に関する専門的な指導、助言等

《事業量の見込み》

現在は、主に精神疾患関係中心の相談支援事業所 3 ヶ所に委託して事業を実施しています。

■事業量見込み

(か所数)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業	3	3	3	3	3	3

《今後の課題と提供体制の確保》

本市では、支援策の強化を行うために専門職の配置に努め、今後は知的や身体の相談にも対応できるよう図ります。また、相談支援事業所と連携して、総合的な支援体制の確立を検討していくこととします。

②コミュニケーション支援事業

サービス名称	サービス内容
コミュニケーション支援事業	障がい者の社会参加の機会を支援するために、手話通訳派遣、要約筆記派遣、手話通訳設置事業などのコミュニケーションにかかわる支援を行う事業です。 市内に住所を有する聴覚障がい者等及び当該聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要がある方が、次のいずれかに該当するとき手話通訳者等を派遣します。 (1) 病院（診察や治療、健康診断等）に行くとき (2) 学校等（入学式、卒業式、参観日等）に行くとき (3) 官公庁（各種手続、行政相談等）に行くとき (4) 社会参加を促進する学習活動等に参加するとき (5) 冠婚葬祭等の地域の行事に参加するとき等 利用料については無料とします。

《事業量の見込み》

今後も継続して、聴覚障害者協会に委託して、事業を実施していきます。

■事業量見込み

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人／月)	4	2	4	6	8	10
利用件数(件／月)	22	3	10	19	25	32

《今後の課題と提供体制の確保》

市独自での人員確保は困難であるため、聴覚障害者協会等と連携を図りながら事業を実施するとともに、今後は情報提供等を行い利用の促進に努めます。

③日常生活用具の給付

実用性が認められた安全に使用できる用具で、障がい者等の日常生活上の便宜を図るための用具を給付することにより、日常生活の困難を改善し、障がい者の自立を支援します。

市内に住民票がある方を対象として、費用は1割を自己負担とします。

日常生活用具給付事業では、以下について給付を行っています。

サービス名称	サービス内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等訓練のための用具。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。

《事業量の見込み》

今後も現状のサービス提供体制を維持していきます。

■事業量見込み

(件／月)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用件数	1,055	1,231	1,300	1,346	1,392	1,438

《今後の課題と提供体制の確保》

今後は県内の他市町村の動向をみつつ、利用者の自己負担の軽減が可能かどうかの検討を行っていきます。

④移動支援事業

障がいがある方等が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際にヘルパーを派遣し、送迎、介護等の移動に必要な支援を行います。

サービス提供範囲は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限りします。

本市で実施しているサービスは、「個別移動支援型」のみです。

サービス名称	サービス内容
個別移動支援型	個別的支援が必要な場合、マンツーマンでの支援を行います。

《事業量の見込み》

利用申請を行う方は多くいるのですが、実際に利用される方は、現状ではある程度固定されています。今後も現状のサービス提供体制を維持していきます。

■事業量見込み

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人／月)	19	15	25	26	26	27
利用件数(件／月)	114	78	80	125	125	130

《今後の課題と提供体制の確保》

ヘルパーの派遣の他にも、有償での移動手段を使用しなければならないため、利用者の費用負担が大きくなってしまふことが課題となっています。

今後は同行援護のサービス提供体制と調整を行い、利用者に合った適切な利用の促進を図ります。

⑤地域活動支援センター

障がい者の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進を目指す事業です。

地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障がい者」に、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

旧法上の障害者デイサービスセンター、精神障害者地域生活支援センターや、小規模作業所からの移行を想定して創設されたものです。

区分		事業内容等	職員配置	利用定員
基礎的な事業		創作的活動、生産活動、社会との交流の促進。	2 名以上(うち 1 名は専従)。	特になし。
機能強化事業	I 型	専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などを行います。	基礎的な事業の職員の他に 1 名以上を配置し、うち 2 名以上が常勤。	1 日あたりの実利用人員が概ね 20 名以上。
	II 型	在宅の障がいのある方のうち、地域での就労が困難な方が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを受けます。	基礎的な事業の職員の他に 1 名以上を配置し、うち 1 名以上が常勤。	1 日あたりの実利用人数が概ね 15 名以上。
	III 型	これまでの小規模作業所を想定した上乗せ的な機能強化。小規模作業所としての運営実績が 5 年以上であることが要件です。	基礎的な事業の職員のうち 1 名以上が常勤。	1 日あたりの実利用人員が概ね 10 名以上。

《事業量の見込み》

日中活動の場として、利用者は年々増加してきています。

■事業量見込み

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基礎的な事業実施ヶ所(か所数)	8	8	7	7	7	7
地域活動支援センター 機能強化事業実施か所(か所数)	8	8	7	7	7	7
I 型事業所(か所数)	3	3	3	3	3	3
II 型事業所(か所数)	1	1	1	1	1	1
III 型事業所(か所数)	4	4	3	3	3	3
I 型利用人数(人／年)	9	9	14	14	15	15
II 型利用人数(人／年)	18	19	15	18	19	19
III 型利用人数(人／年)	69	72	60	70	72	74

《今後の課題と提供体制の確保》

長期間利用している方の年齢が高齢化してきており、今後の注意が必要と考えられます。

また、平成 23 年度から 1 ヶ所が民間事業所により福祉サービス事業所となりました。今後は、利用者が支障をきたさないよう細心の注意を払いつつ、福祉サービスに移行できる方は移行を促進していきます。

⑥その他の事業（任意事業）

本市では、以下の事業を地域生活支援事業の任意事業として位置づけ、サービスを提供しています。

事業名	対象者	内容
福祉ホーム事業	本市に住所を有し、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者。 ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除きます。	住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備や日常生活に必要な便宜の供与、地域生活の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	市内に住所を有する在宅の重度身体障がい者(身体に障がいのある 15 歳未満の児童を含む)及び難病疾患である者で、当該障がいにより入浴が困難な方。 介護保険の訪問入浴介護を受けることができる居宅要介護者等、感染性疾患を有し、他人に感染するおそれがある者を除きます。	家庭での入浴が困難な方に、移動入浴車での訪問により入浴サービスを提供します。費用は 1 割の自己負担となります。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	施設支給決定身体障がい者のうち更生訓練を受けている者及び施設に入所の措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている方。	身体障がい者更生援護施設(身体障がい者療護施設、身体障がい者ホーム、身体障がい者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障がい者情報提供施設並びに国立施設を除く)に入所している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とします。
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護をすることができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行うことにより、障がい者等の家族等の就労支援及び負担軽減を図ります。	

事業名	対象者	内容
社会参加促進事業		スポーツ・レクリエーション活動への参加促進、自動車運転免許取得・改造費用助成事業など、障がいのある方の社会参加を促進する事業を行います。
① スポーツ・レクリエーション活動参加促進		市内在住の障がい者と子どもが共通の場に集い、スポーツを通じて相互の理解を深め合う「ふれあいスポーツの集い」を開催しています。
② 芸術・文化活動参加促進		障がいを克服し創作活動を通じて、自立に励んでいる方の作品を展示することで、能力の向上と生きがいを高めることを目的とする「ふれあい作品展」を開催しています。 音楽を通じて障がいのある方もない方も一緒に楽しみ、交流と親睦を図り、社会参加を促進する「みんなの音楽祭」を開催しています。
③ 自動車運転免許取得費助成		重度身体障がい者が就労等の交通手段確保のため、自動車の免許取得を必要とする場合に、その費用の一部を助成し、重度身体障がい者の社会復帰等の促進を図る事業を行います。
④ 自動車改造費助成		重度身体障がい者が就労等の交通手段確保のため、自動車の免許取得を必要とする場合に、その費用の一部を助成し、重度身体障がい者の社会復帰等の促進を図る事業を行います。
⑤ 点字・声の広報発行事業		市報などを音読し、カセットテープ等に吹き込み視覚障がい者で申請があった方へ送付する事業を行っています。

《事業量の見込み》

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉ホーム事業(人／年)	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業(件／年)	69	80	240	245	250	255
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業(か所／年)	2	0	0	0	0	0
日中一時支援事業(人／年)	72	65	70	74	78	82
社会参加促進事業(人／年)	1,000	1,030	900	920	940	970
① スポーツ・レクリエーション 活動参加促進(人／年)	580	580	450	460	470	480
② 芸術・文化活動参加促進(人／年)	420	450	450	460	470	480
③ 自動車運転免許取得費助成 (回／年)	3	0	2	4	6	9
④ 自動車改造費助成(件／年)	0	0	2	4	6	9
⑤ 点字・声の広報発行事業(人／年)	264	312	312	320	328	335

《今後の課題と提供体制の確保》

「福祉ホーム事業」については、グループホームやケアホームなどで身体障がい者の受け入れを行うようになったため、今後はそれらの利用も含めて相談・検討を行っていきます。

「訪問入浴サービス事業」は委託している事業所が 1 ヶ所なので、今後の利用が増加した場合は委託事業所を増やすことを検討していきます。

「日中一時支援事業」については、児童の利用希望が増加しているため、児童の受け入れを行っている事業所や市外の事業所など委託事業所を増加して対応していきます。負担金等については、近隣市町村の動向に合わせて検討を行います。

「③自動車運転免許取得費助成」では、聴覚に障がいがある方が免許を取得できるようになったため、広報等での周知を高めて利用促進に努めます。

上記以外の事業については、今後も継続して事業を実施し、広報等で周知を高めて利用促進に努めます。

⑦その他の障がい者支援にかかわる独自施策の実施

本市では、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に加え、障がいのある方の地域生活を支援すべく以下の独自施策を実施しています。

サービス名称	サービス内容
笠間市重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業	重度障がい者(児)に、住宅設備を改善する際に要する経費の助成。
笠間市重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	重度の心身障がい者が、医療機関または機能回復訓練のため通院通所に要する交通費の一部を助成。

(7) 事業量見込み一覧

事業名		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問系サービス	居宅介護	(人／月)	37	42	56	70	84	99
		(時間／月)	447.5	576.5	835.0	950.4	1,140.5	1,344.1
	重度訪問介護	(人／月)	0	0	0	0	0	0
		(時間／月)	0	0	0	0	0	0
	同行援護	(人／月)				2	3	3
		(時間／月)				40	60	60
	行動援護	(人／月)	0	0	2	4	6	9
		(時間／月)	0	0	10	20	30	45
日中活動系サービス	短期入所	(人／月)	12	11	17	21	25	29
		(人日／月)	109	136	198	232	276	320
	児童デイサービス	(人／月)	25	25	25			
		(人日／月)	243	221	252			
	生活介護	(人／月)	120	139	166	180	194	206
		(人日／月)	2,306	2,815	3,382	3,591	3,870	4,109
	療養介護	(人／月)	5	5	2	4	4	4
		(人日／月)	150	148	61	120	120	120
	機能訓練	(人／月)	2	3	2	2	2	2
		(人日／月)	23	40	31	27	27	27
	生活訓練	(人／月)	15	33	20	24	28	32
		(人日／月)	242	200	388	333	388	444
	就労移行支援	(人／月)	68	40	37	38	39	40
		(人日／月)	519	668	676	664	682	699
	就労継続支援 A 型(雇用型)	(人／月)	38	35	36	37	39	40
		(人日／月)	785	748	732	769	811	832
	就労継続支援 B 型(非雇用型)	(人／月)	29	43	46	49	54	59
		(人日／月)	354	660	724	707	779	851
居住系サービス	共同生活介護(ケアホーム)	(人／月)	15	24	30	33	36	37
	共同生活援助(グループホーム)	(人／月)	15	15	13	15	15	16
	施設入所支援	(人／月)	107	106	122	117	112	108
相談支援	指定相談支援	(人／年)	6	6	4			
	計画相談支援	(人／年)				10	20	30
	地域移行支援	(人／年)				7	8	8
	地域定着支援	(人／年)				3	3	4

※実績値および見込み値は、各年度 10 月時点の 1 ヶ月分

事業名		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域生活支援事業								
相談支援事業		(ヶ所)	3	3	3	3	3	3
コミュニケーション支援事業		(人／月)	4	2	4	6	8	10
		(件／月)	22	3	10	19	25	32
日常生活用具の給付		(件／月)	1,055	1,231	1,300	1,346	1,392	1,438
移動支援事業		(人／月)	19	15	25	26	26	27
		(件／月)	114	78	80	125	125	130
地域活動支援センター	基礎的事業実施ヶ所	(ヶ所)	8	8	7	7	7	7
	地域活動支援センター機能強化事業実施か所	(ヶ所)	8	8	7	7	7	7
	I 型事業所	(ヶ所)	3	3	3	3	3	3
	II 型事業所	(ヶ所)	1	1	1	1	1	1
	III 型事業所	(ヶ所)	4	4	3	3	3	3
	I 型利用人数	(人／年)	9	9	14	14	15	15
	II 型利用人数	(人／年)	18	19	15	18	19	19
	III 型利用人数	(人／年)	69	72	60	70	72	74
その他の事業(任意事業)	福祉ホーム事業	(人／年)	1	1	1	1	1	1
	訪問入浴サービス事業	(件／年)	69	80	240	245	250	255
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	(ヶ所／年)	2	0	0	0	0	0
	日中一時支援事業	(人／年)	72	65	70	74	78	82
	社会参加促進事業	(人／年)	1,000	1,030	900	920	940	970
	①スポーツ・レクリエーション活動参加促進	(人／年)	580	580	450	460	470	480
	②芸術・文化活動参加促進	(人／年)	420	450	450	460	470	480
	③自動車運転免許取得費助成	(回／年)	3	0	2	4	6	9
	④自動車改造費助成	(件／年)	0	0	2	4	6	9
	⑤点字・声の広報発行事業	(人／年)	264	312	312	320	328	335

資料編

1. 用語解説

あ行

【NPO(Non Profit Organization)】

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

か行

【学習障害(LD=Learning Disabilities)】

基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなど能力のうち特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

【完全参加と平等】

「国際障害者年」の目標テーマ。障がいのある人が、それぞれの住んでいる社会において社会生活と社会の発展に関して「完全参加」し、社会の他の人々と同じ生活条件を獲得し、社会的・経済的発展によって生み出された生活条件の改善における平等な配分を享受する(「平等」)ことの実現をめざす、という内容。

【機能訓練】

入所施設や病院を退所、退院した方、養護学校等を卒業した方などが地域での生活を送るため、身体的なリハビリテーション、身体機能の維持・回復などの支援を行うサービス。

【居宅介護】

自宅で、入浴、排泄、食事などの介助を行う事業。

【グループホーム(共同生活援助)】

障がいのある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活における援助を行う施設。

【ケアホーム(共同生活介護)】

障がいのある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行う施設。

【権利擁護】

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等のために、援助者がその権利の擁護を行うこと。

か行

【高機能自閉症】

3 歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ ②言葉の発達遅れ ③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

【更生医療・育成医療（自立支援医療）】

身体上の障がいまたは現存する疾患を放置すれば、障がいを残すと認められる疾患で、確実な治療効果が期待できるものを対象として、必要な手術や治療などの医療費を公費で負担すること。18 歳以上の場合は身体障害者福祉法により更生医療が、18 歳未満の場合は児童福祉法により育成医療が適用されていましたが、平成 18 年 4 月より、これらを一元化した自立支援医療制度に変更されました。

【更生施設（入所・通所）】

障がいのある人が、入所または通所によって、その自立に必要な生活指導・訓練を受けるための施設。「身体障害者更生施設」、「知的障害者更生施設」などがある。

【行動援護】

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）】

建築物や公共交通機関のバリアフリー化、駅等を中心とした一定の区域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開するため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を一体化した法律。

さ行

【在宅サービス】

自宅で生活する高齢者や身体障がい者に対する援助サービスをいう。在宅医療・訪問看護等の保健医療サービスと、家事援助、入浴等の社会福祉によるサービスがある。

【作業療法士（OT）】

心身に障がいがある人に対し、主に手先を使う作業療法（手芸、工作、治療的ゲーム等）を用いて、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図る訓練等を行う人。医療機関や福祉施設などで働いている。

さ行

【サービス利用計画】

いろいろなサービスを必要とする方、長期にわたる入所(入院)生活のために退所(退院)後の生活に不安がある方、家族やまわりの人からの支援が得られずに孤立している方などを対象に、計画的なプログラムに基づいて作成する、自立支援サービスの利用計画。計画の作成は、指定相談支援事業者に依頼するか、市町村窓口に申請する。

【支援費制度】

これまでの「措置制度」(県や市町村が、サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定していた)に代わって、平成 15 年 4 月から開始された障害者福祉サービス制度。障がいのある人自身が、希望するサービスおよびそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだうえでサービスを利用する。

【児童デイサービス】

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。

【社会福祉協議会】

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮せる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人達や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という 2 つの側面を合わせもっている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障がいのある人・児童福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。社会福祉協議会を略して“社協”という。

【社会福祉士】

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上若しくは精神上的の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする。

【社会資源】

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

【重症心身障害児施設】

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がいのある児童(者)が入所し、治療及び日常生活の指導を受ける施設。

さ行

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

【重度障害者等包括支援】

常時介護を有し、その介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

【就労継続支援(A 型)】

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

【就労継続支援(B 型)】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練を行う。

【手話通訳者】

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士(厚生労働省認定資格)がいる。

【手話奉仕員・要約筆記奉仕員】

手話奉仕員は聴覚の障がいがある人と障がいがない人の意思伝達の仲介を、要約筆記奉仕員は中途失聴者、聴覚障がい者等と障がいがない人の意思伝達の仲介を行うほか、市町村からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する。

【授産施設(入所・通所)】

雇用されることが困難な障がいのある人が入所または通所して、必要な訓練や職業の提供を受け、自活できるようにする施設。

さ行

【障害者基本計画】

障害者基本法に基づいて平成 14 年度に策定された国の障がい者政策に係る長期計画。平成5年度に策定された「障害者対策に関する新長期計画」における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障がいのある人の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成 15 年度から 24 年度までの 10 年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めるもの。

【障害者基本法】

障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がいのある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。同 16 年に改正が行われ、障がいのある人への差別、権利利益侵害の禁止などが明記された。同 23 年にさらなる改正が行われ、目的規定や障がい者の定義の見直し、療育や防災・防犯、選挙や司法手続き等における配慮などが明記された。

【障害児保育】

心身に障がいのある児童が保育所に入所し、そのほかの児童とともに集団で行う保育。

【障害者週間】

12 月 3 日から 9 日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められている。

【障害者自立支援法】

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療費等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービス提供のための計画作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉等の関係法律について所要の改正を行う。

【小規模作業所】

在宅の障がいのある人が作業をしたり、日常生活の支援を受けたりできる、身近な地域にある小規模の作業所のこと。法定外の施設で、障がいのある人や家族、職員をはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されている。「共同作業所」「福祉作業所」などの名称でも呼ばれる。

【ショートステイ(短期入所)】

障がいのある人の介護を行う人が病気その他の理由により居宅での介護を行うことができない場合に、障がいのある人を短期間、施設等で預かり、入浴、排泄、食事などの必要なサービス等を提供する。

さ行

【自立訓練】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

【自立生活】

さまざまな面で他人に依存しなければならない重度の障がいのある人が、自己決定に基づいて、地域社会の中で各種の福祉サービスや制度を活用しながら、主体的な生活を営むこと。

【身体障害者相談員】

身体障害者福祉法に基づき、身体障がい者の福祉の増進を図るため、地域の身体障がい者の相談に応じ、必要な指導、助言を行うほか、関係機関や関係団体等と連携をとり、援護思想の普及に努める相談員。

【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい ②聴覚または平衡機能の障がい ③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい ④肢体不自由 ⑤内部機能障害(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障害)⑥免疫機能障害で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

【身体障害者療護施設】

常時介護を必要とする重度身体障がい者が入所して、医学的管理のもとに必要な介護を受ける施設。

【生活介護】

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

【生活習慣病】

がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病など、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。平成9年に厚生省(当時)によって提唱された。従来の「成人病」という一連の疾患群を示す言葉に代わる名称。

【精神障害者生活訓練施設】

回復途上にある精神障がい者が居室等の設備を利用し、生活の指導を受けながら自立をめざすための施設。

さ行

【精神障害者保健福祉手帳】

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障がい
の状態にあることを証する。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを
目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

【成年後見制度】

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の財産や権利を保
護するための制度。

【措置制度】

障がい者福祉サービスについて、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する制度。
（⇔支援費制度）

た行

【地域活動支援センター】

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

【地域生活移行】

施設に入所している障がいのある人が、施設を出て、一般の住宅やグループホームなど地域社会の
中で必要な支援を受けながら生活すること。

【地域自立支援協議会】

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果
たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワー
ク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。障害者自立支援法にともなっ
て制度化された。

【注意欠陥／多動性障害(AD/HD＝Attention Deficit / Hyperactive Disorder)】

衝動性や注意力をコントロールすることについて、脳機能の障がいがあるとされている。勉強や仕事
などに細かい注意を払うことが苦手で、注意の持続が難しい、順番を待つことやじっと座っていることが
苦手、といった特徴がみられる。

【通院医療費公費負担制度】

精神障がい者の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及させるため、都道府県がその医療に関す
る費用を公費で負担する制度。平成 18 年 4 月から自立支援医療に改正された。

た行

【通所授産施設】

一般就労が困難な障がいのある人が通所し、必要な訓練を行うとともに、福祉的就労の場として、自立に必要な支援等を受ける施設のこと。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の各授産施設がある。

【デイケア】

通所リハビリテーション。介護老人保健施設や病院・診療所などで、日帰りでリハビリテーションなどを通じて、心身の機能の維持回復を図るサービスのこと。

【デイサービス】

在宅の障がいのある人に対して、地域の福祉施設等において機能回復訓練、入浴、食事などを提供するサービス。日帰り介護。

【特殊学級】

「普通学級」に対する言葉。心身に障がいなどのある児童に対し、普通学級の内容に準ずる教育を行いながら、あわせて専門的な知識・技術を持った教員のもと、障がいなどを補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする学級。

【特定疾患】

130の難病のうち、難治度、重症度が高く、さらに患者数が少ない56の疾患（難病数および疾患数は平成21年現在）。これらについて、「特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者の負担を軽減している。

【特別支援学校】

平成19年4月より、盲学校、ろう学校、養護学校は、すべて障がいの種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一される。例えば、視覚に障がいがある人を主として教育する特別支援学校というようになるとともに、地域の小・中学校等の相談、支援など、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たすこととなった。また、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症などの子どもたちにも、地域や学校で総合的で全体的な配慮と支援をしていくことになった。

【特別支援学級】

小学校や中学校で特別支援教育を行っている学級のこと。従来は、「特殊学級」と呼ばれていた。

【特別支援教育】

学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障がいの程度等に応じて、特別の場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

た行

【特別障害者手当】

20 歳以上の、身体または精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護が必要な方へ支給される手当。

な行

【難病】

国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが多い疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。

【日常生活用具】

重度の障がいのある人(児童)や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用のタイプライター・電磁調理器・点字図書や聴覚障がい者用ファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者および難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

【日常生活用具の給付】

在宅の重度の障がいのある人に対し、浴槽等を給付することによって障がいのある人の日常生活を容易なものとし、介護者の負担の軽減を図る制度。

【ニーズ】

(障がい当事者が)必要としていること、要望・要求。

【ノーマライゼーション】

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会である、とする考え方。

は行

【発達障害】

平成 17 年 4 月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥／多動性障害(AD／HD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

【発達障害者支援法】

これまで法的な位置づけのなかったアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等を発達障害とし、このような発達障害を早期に発見し、発達支援を行う国や地方公共団体の責務を定めた法律で、平成 17 年 4 月 1 日に施行された。

は行

【発達障害者支援センター】

発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するため、発達障害のある人とその家族に対し、専門的な相談に応じ、助言等を行う機関。

【ハートビル法】

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。平成6年制定で、一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課している。

【パブリックコメント】

国や地方公共団体などの行政が、新たな行政計画等を作成するときに、その案を公表し一般からのコメント(意見)を求める制度。

【バリアフリー】

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア Barrier)となるものを除去(Free)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

【福祉タクシー】

高齢者や身体に障がいのある人等の病院・施設等への通院などのニーズに対応したサービスとして、車いす利用者や寝たきりの人の輸送を目的に、車いす・寝台(ストレッチャー)のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両による輸送サービス。

【福祉ホーム】

障がいのある人が家庭環境、住宅事情等の理由から住居を求めている場合に、居室と日常生活に必要な便宜を低額な料金で提供することにより、社会復帰と自立の促進を図る施設。

【福祉的就労】

一般企業などでの就労が困難な障がいのある人が、各種授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

は行

【法定雇用率】

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、割合に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を雇用しなければならないこととされている。重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、それぞれ1人の雇用をもって、2人分の雇用とみなされる。また短期間労働者は、重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、それぞれ1人分の雇用とみなされ、それ以外の場合は0.5人分とみなされる。

◎民間企業

- ・一般民間企業(常用労働者56人以上規模の企業)1.8%
- ・特殊法人(常用労働者数48人以上規模の法人)2.1%

◎国・地方公共団体(職員数48人以上の機関)2.1%

ただし、都道府県等の教育委員会(職員数48人以上の機関)2.0%

【ホームヘルパー(居宅介護従業者)】

障がいのある人の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する人。

【ホームヘルプサービス】

障がいのある人や高齢者等で日常生活を営むのに支障のある人のいる家庭に対して、ホームヘルパーを派遣し、相談・助言をはじめ家事援助や身体介助など、さまざまな援助を行うサービス。訪問介護サービス。

【放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)】

昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年児童などに対し、児童館等の児童厚生施設や学校余裕教室、公民館、保育所などの身近な社会資源を利用して、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図るための事業。

本事業の実施主体や実施場所を、厚生労働省では通称として放課後児童クラブと呼んでいる。

【補装具】

身体障がい者(児)の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の白杖・義眼、聴覚障がい者用の補聴器、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。

【補装具の交付・修理】

身体障がい者に対して、失われた部位や部分を補って必要な身体機能を得るため、義肢、車いす、補聴器等の交付または修理を行う。

は行

【ボランティア】

社会福祉において、個人の意志により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則は、「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。

ま行

【民生委員】

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がいのある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

や行

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

【養護学校】

心身に障がいのある児童や病弱児に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、あわせてその障がいを補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校。

【要約筆記者】

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障がいがある人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、聴覚に障がいがある人のための意志疎通を図る手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚に障がいがある人に伝達するもの。

【要約筆記奉仕員】

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障がいがある人のために要約筆記を行う者。要約筆記とは、聴覚に障がいがある人のための意志疎通を図る手段の一つで、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚に障がいがある人に伝達するもの。

ら行

【理学療法士(PT)】

身体障がい者に対して、医師の指示の下、運動療法や物理療法(熱や電気、水などを用いた療法)などを用いた機能回復訓練を行う人。医療機関やリハビリ施設、福祉施設などで働いている。

ら行

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

【療育手帳】

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、区分している。

【リハビリテーション】

障がいのある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練をし、社会生活をしていく手段を得るための総体を指す。

2. 笠間市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 笠間市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に当たり、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、笠間市障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる団体又は機関の代表者のうちから、市長が選任する。

- (1) 障害者団体関係者
- (2) 民生委員
- (3) 児童委員
- (4) 医療関係者
- (5) 社会福祉施設関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第7条 策定委員会は、第2条に定める所掌事務に関し、その基礎的な調査検討を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、座長及び別表に掲げる委員をもって組織する。

3 座長は、福祉部長をもって充てる。

4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 小委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 前各項に掲げるもののほか小委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会及び小委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

福祉部長	総務課長	企画政策課長	財政課長	福祉事務所長	社会福祉課長
子ども福祉課長	高齢福祉課長	健康増進課長	都市計画課長	学務課長	生涯学習課長

3. 笠間市障害福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	団体・機関名等
障害者団体関係者	加藤 泰廣	笠間市身体障害者福祉協会
	新田 久枝	笠間市手をつなぐ育成会の会代表
	武藤 清子	笠間地方精神障害者後援会会長
民生委員・児童委員	瀬畑 洋子	笠間市連合民生委員・児童委員協議会
医療関係者	小山 はるみ	茨城県立こころの医療センター 福祉連携サービス部医療福祉相談室長
社会福祉施設関係者	斉藤 一男	茨城県立リハビリテーションセンター 相談・指導課長
	◎前田 常男	障害者厚生施設「佐白の館」施設長
	松本 直行	(社)光風会 地域活動センター 「光(KOO)」管理者
ボランティア団体関係者	菅谷 正子	笠間市ボランティア協議会
学識経験を有する者	澤田 修	笠間市障害者地域自立支援協議会代表

※◎＝委員長

4. 笠間市障害福祉計画策定委員会の経過

年	月	開催会議等	課題・協議事項等
平成 23 年	10	第1回 第2期笠間市障害者計画及び 第3期障害福祉計画策定委員会	○委員・職員紹介 【協議事項】 ・第2期笠間市障害者について ・第3期障害福祉計画について
	12	第2回 第2期笠間市障害者計画及び 第3期障害福祉計画策定委員会	・第2期笠間市障害者(修正案)について ・第3期障害福祉計画(修正案)について

笠間市
第2期障害者計画
第3期障害福祉計画
平成24年3月

編集・発行 笠間市 福祉部 社会福祉課

〒309-1792

笠間市中央三丁目2番1号

TEL 0296-77-1101(代表)